

Deloitte.



2017年インドネシア税制

Deloitte Touche Solutions
デロイトインドネシア

本ガイドは2017年7月31日時点で有効な法令、規定および出版物に基づいて作成されています。本ガイドに記載されている情報等はデロイト トウシュ ソリューションズが、主要な問題や事柄について一般的な情報を提供することを目的としており、全ての取扱いを網羅的に記載するものではありません。

本ガイドに記載されている情報は一般的なものであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはそれらの関係会社（「デロイト ネットワーク」と総称）が、本ガイドにより専門的な助言またはサービスを提供するものではありません。貴社の財務もしくは事業に影響を与える可能性のある意思決定または取引を行う際には適格な専門家にご相談ください。デロイト ネットワークのいずれのファームも、本ガイドへの依拠により発生したいかなる損害についても責任を負いません。

本ガイドおよびそれに記載されている情報等は機密情報であり、事前の同意なしにいかなる形式においても使用または開示することはできません。

目次

デロイトについて	4
インドネシア税制の概要	6
法人税	11
個人所得税	22
源泉税およびファイナルタックス	26
付加価値税(VAT)	36
移転価格	44
租税条約の概要	55
自動的情報交換(AEOI)	64
コンタクト先	66

デロイトについて

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、Fortune Global 500® の8割の企業を含む、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約264,000名を超える人材は、「making an impact that matters」を自らの使命としています。

デロイトの専門家は、誠実性、市場への卓越した価値の提供および文化的な多様性を醸成する協調的なカルチャーを共有しています。また、継続的な学習、困難な問題への挑戦、キャリア向上を尊ぶ環境の中で、企業責任の強化と人々からの信頼の確立に尽くし、社会に価値あるインパクトを創造することを使命としています。

Deloitte Southeast Asia(デロイト サウスイースト アジア) について

ブルネイ、カンボジア、グアム、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムで業務提供するDeloitte Touche Tohmatsu Limited(デロイトトウシュートーマツ リミテッド)のメンバーファームであるDeloitte Southeast Asiaは、急速な成長とグローバル化を遂げる企業のニーズに対応し、重要な付加価値を提供するために設立されました。

Deloitte Southeast Asiaの子会社および関係会社は、25の事務所に290名のパートナーおよび7,400人の専門家を擁し、深い洞察力に基づく専門的な業界知識を駆使して、高品質かつ一貫したサービスを企業に提供しています。

Deloitte Indonesia(デロイト インドネシア) について

インドネシアでは以下のファームがサービスを提供しています。

- Satrio Bing Ery & Rekan (SBE) – 監査・保証業務
- Deloitte Touche Solutions (DTS) – 税務コンサルティング
- PT Deloitte Konsultan Indonesia (DKI) – ファイナンシャル&ビジネスアドバイザー
- PT Deloitte Consulting – コンサルティング

デロイト インドネシアは、ジャカルタ事務所およびスラバヤ事務所に80人を超えるパートナーおよびディレクター、そして1,200人を超えるスタッフを擁し、インドネシア証券取引所上場企業、大規模な多国籍企業、政府系機関や急速に成長する企業にサービスを提供しています。

Deloitte Touche Solutions(デロイトトウシュ ソリューションズ)について
Deloitte Touche Solutions(デロイトトウシュ ソリューションズ:以下「DTS」)は、クライアントの税務ソリューションの構築および実施を円滑にし、事業戦略の策定や取引に係る課税関係の管理をサポートします。また、インドネシアの複雑な税務要件や競争が激化する市場に関する深い知識に基づき、クライアントの税務上のニーズに応える実務的なソリューションを提供します。豊富な知識を有するDTSの専門家は以下の分野でクライアントを支援します。

- ・ ビジネスタックスサービス
- ・ クロスボーダータックス
 - インターナショナルタックスサービス
 - M&Aアドバイザー
 - 移転価格サービス
- ・ グローバルエンployヤーサービス
- ・ 間接税サービス
 - VAT
 - 関税および国際貿易
- ・ 事業に係る許可証および設立
- ・ ビジネスプロセッシングソリューション

また、DTSは以下を含む、様々な業種およびグループにサービスを提供します。

- ・ 金融
- ・ 資源・エネルギー
- ・ 消費財・産業用製品
- ・ テクノロジー・メディア・通信
- ・ ライフサイエンス・ヘルスケア
- ・ インフラ・資本プロジェクト
- ・ パブリックセクター
- ・ 係争サポート
- ・ 日系企業サービスグループ
- ・ 韓国系企業サービスグループ
- ・ 中国系企業サービスグループ

インドネシア税制の概要

インドネシア税制における一般的な手続きおよび規定は、「所得税に関する1983年法第6号(Law No. 6 of 1983:最近では2009年法第16号(Law No. 16 of 2009)にて改正)」に規定されている。

居住者・非居住者の区分

インドネシアでの課税の有無は居住地に基づいて判定される。居住地の判定基準は以下の通りである。

- ・ 以下のいずれかの要件を満たす個人居住者はインドネシアの納税者である。
 - インドネシアに住所を有する。
 - 過去いずれかの12か月間において183日超の期間、インドネシアに滞在していた。
 - 年度中にインドネシアに滞在し、その後もインドネシアに居住する予定である。
- ・ 法人の居住地は、設立地もしくは住所、または経営管理が実際に行われている場所に基いて判定される。

基本原則

- ・ 納税者は自己申告制度に基づいて税務申告を行う。
- ・ 連結納税制度はないため、グループ企業は個別に課税される。
- ・ 税務当局が納税不足についての税務査定書を発行できる時効期間は5年(2008課税年度以降)である。ただし、犯罪行為の時効期間は10年である。
- ・ インドネシアでは個人および法人に様々な税が課税される。主な税目は以下の通りである。
 - a. 以下を含む所得税
 - 法人税
 - 個人所得税
 - 給与に係る源泉税
 - 第三者への支払に係る源泉税
 - b. 付加価値税および奢侈品販売税(所定の基準を満たす場合)
 - c. 地方税(所定の基準を満たす場合)

所得の認識

- ・ インドネシア居住者は全世界所得に対して課税される。(一定の条件を満たす場合、国外所得については外国税額控除が可能。)
- ・ 非居住者はインドネシア源泉所得についてのみ課税される。租税条約が適用される場合は、特典の適用を受けられる場合がある。

申告納税期限

税目	月次納税	月次申告	年次申告1
法人税	翌月15日	翌月20日	課税年度末から4か月目の月の月末2
個人所得税	翌月15日	翌月20日	課税年度末から3か月目の月の月末2
給与に係る源泉税	翌月10日	翌月20日	該当なし
その他の源泉税	翌月10日	翌月20日	該当なし
VATおよび奢侈品販売税	VAT申告期限3	翌月末	該当なし

注:

1. 納税不足額は年次申告書提出の前に支払わなければならない。
2. 国税総局に申請すれば、年次申告書の期限を最長2か月延長することができる。
3. 国外からの課税無形物品／サービスの使用に係る自己申告VATおよび国庫(State Treasurer)以外のVAT徴収官が徴収するVATで、翌月15日を期限とするものを除く。

帳簿の作成、管理および保存

- ・ 通常、帳簿および記録(コンピューター上のものを含む)はインドネシアルピア建てかつインドネシア語で作成され、インドネシアに10年保存しなければならない。
- ・ 外国投資企業(PMA)、または外国企業の恒久的施設(Permanent Establishment:「PE」)もしくは関連企業で、インドネシアの財務会計基準に基づき米ドルを機能通貨として財務諸表を作成する企業もしくは納税者は、財務省からの認可を条件として英語および米ドル建てで帳簿を作成することができる。石油ガス共同事業における請負業者および採掘業務契約(Mining Contracts of Work)に基づいて業務を行う企業は、その旨を通知するだけで英語および米ドル建てで帳簿を作成することができる。
- ・ 帳簿作成の方法および期間は変更できる。ただし、国税総局からの認可が必要である。
- ・ 税務申告目的では公認会計士による会計帳簿の監査は必須とされていない。ただし、監査が行われている場合には、監査済み財務諸表を年次税務申告書提出時に国税総局に提出しなければならない。

税務調査

- ・ 国税総局は時効期間終了前であれば税務調査を行うことができる。
- ・ 税務過払額の還付を請求した場合は、必ず税務調査が行われる。

- ・ 納税者は、要請された全てのデータおよび文書を要請日から1か月以内に提出しなければならない。税務調査期間中に提出されなかったデータおよび文書は異議申立てにおいて考慮されない。
- ・ 税務調査における指摘内容の法的根拠について争いがある場合、納税者は税務調査終了前までに、管轄の税務署の品質管理チームに当該指摘についてレビューを要請することができる。ただし、所定の期限および手続きに従わなくてはならない。
- ・ 税務調査の結果に基づき、国税総局は、更正額ゼロ、納税不足または過納(還付)のいずれかの税務査定書を発行する。
- ・ 還付申請に基づく税務調査の場合、還付申請が受理されてから12か月以内に国税総局が税務査定書を発行しなければ、税金還付申請は認められたものとみなされる。

異議申立て

- ・ 税務査定書に対して、納税者は、税務署からの税務査定書の送付日から3か月以内に、当該税務署を通じて異議申立てを行うことができる。
- ・ 異議申立てを行う納税者は、異議申立て書提出の前に、税務調査の最終会議で合意した租税査定額以上の税額を納付しなければならない。
- ・ 異議申立ての一部または全てが国税総局に否認された場合、納税者は、控訴する場合を除き、行政処分の対象となり、当該異議申立て申請時に未払いだった租税査定額の50%の額のペナルティを課される。
- ・ 国税総局は異議申立て申請受領後12か月以内に決定を下す。当該期間中に決定が下されなかった場合、当該異議申立ては是認されたとみなされる。

控訴

- ・ 納税者は、国税総局から異議申立てに関する決定を受領した日から3か月以内に当該決定について控訴することができる。
- ・ 税務裁判所は納税者に、控訴提起前に未払税額の50%以上を支払うことを義務付けている。
- ・ 税務裁判所は控訴案件について審理し、控訴提起から12か月以内に決定を下さなければならない。当該期限は3か月の延長が可能である。ただし、期限を超過した場合についての定めはない。
- ・ 控訴の一部または全部が税務裁判所に棄却された場合、納税者は、査定額および異議申立て申請時に未払いだった査定額と同額のペナルティの合計額を支払わなければならない。

最高裁判所での審理

- ・ 納税者または国税総局は、税務裁判所の決定に対して最高裁判所での審理を要請することができる。
- ・ 当該審理の要請は一定の要件を満たした場合のみ申請できる。要件次第では、審理の要請は、以下の事実が判明した時点から3か月以内に申請しなければならない。

- a. 相手側の偽証等に基づいて税務裁判所の判決がなされたことが明らかになった時点または、税務裁判過程で発見されていたとしたら判決内容が変わるほど重要な文書証拠が発見された時点
- b. 施行されている法律やその他規則に明らかに従わずに税務裁判所の判決がなされた時点、判決が申立て内容に対応していない、または申立て内容の一部が考慮されずに判決がなされた時点
- ・ 審理の申請によって税務裁判所の決定の実行(利子税の支払も含む)が延期されるわけではない。
- ・ 最高裁判所は申請された案件を審理し、申請提出から6か月以内に決定を下す。ただし、期限を超過した場合についての定めはない。

ペナルティおよび罰則

内容	ペナルティおよび加算金(サーチャージ)
申告遅延	月次VAT申告:500,000インドネシアルピア 他の月次申告書および年次個人所得税申告書:100,000インドネシアルピア 年次法人税申告書:1,000,000インドネシアルピア
納税遅延	毎月2%
税務査定書の発行による納税不足	状況に応じて、毎月2%(最長24か月の間)または納税不足額の50%もしくは100%の加算金(サーチャージ)
自発的な修正申告	状況に応じて、毎月2%または納税不足額の50%もしくは100%の加算金(サーチャージ)
VATインボイスの不備/発行遅延/未発行、またはVATインボイス発行期間対象外のVATインボイス作成	課税標準額の2%

犯罪に係る罰則

内容	罰金および禁固
過失による申告書未提出または不備のある／不正確な申告書／情報の提出	納税不足額の同額から2倍を上限とする罰金または3か月から1年の禁固
納税者番号(NPWP)または課税事業者番号の故意の未登録納税者番号／課税事業者番号の不適切な使用 税務申告書の未提出 不正確な／不備のある申告書の提出 税務調査の拒否 帳簿／記録／証憑書類の未作成／(インドネシアにおける)未保管 虚偽の帳簿／記録の提示、源泉徴収税の未納付	納税不足額の2倍から4倍の罰金および6か月から6年までの禁固刑。初回の禁固刑が終了して1年を経過する前に別の税務犯罪を犯した場合は、禁固刑の期間が2倍になる。
納税者番号／課税事業者番号の悪用／権限のない者による使用、または控除／還付における不備のある／不正確な申告書／情報の提出	控除／還付申請額の2倍から4倍の罰金および6か月から2年の禁固刑
実際の取引に基づかない税務文書の故意の発行および・または使用、未登録課税事業者のインボイスの発行	該当税額の2倍から6倍の罰金および2年から6年の禁固刑

注:

1. 不適切な帳簿作成、不正および横領にはさらに厳しいペナルティ、サーチャージおよび禁固刑が課される。
2. 犯罪に係る罰則は、民事裁判所が下す決定に基づいてのみ課される。

法人税

インドネシアの法人税は、「所得税に関する1983年法第7号(Law No. 7 of 1983:最近では2008年法第36号(Law No. 36 of 2008)にて改正)」に規定されている。

税率

法人税標準税率は2010年度以降、25%である。総収益が500億インドネシアルピア以下のインドネシア居住法人は、48億インドネシアルピアまでの収益について課税所得の50%を控除することができる。一課税年度の総収益が48億インドネシアルピア以下の納税者は、所定の要件を満たす場合、ファイナルタックス所得税の税率1%が課される。

インドネシアのPE(恒久的施設)を通じて非居住者が受領または稼得する所得にも標準税率の法人税が課税される。また、PEには(税引後純利益に対して)20%のランチプロフィットタックス(支店利益税)も課される。ファイナルタックス所得税の対象となる所得を受領または稼得するPEに対するランチプロフィットタックスの課税標準は(申告調整後の)課税所得からファイナルタックス所得税を差し引いた額である。20%の標準税率は、適用される租税条約に基づき軽減される場合がある。

ただし、PEの税引後純利益が以下の形態でインドネシアに再投資される場合、ランチプロフィットタックスは免除される。

1. 創立者または創立者の一員として行う、インドネシア新設企業への出資
2. インドネシアに設立され、所在する既存企業への出資
3. PEがインドネシアで事業または活動を行うために使用する固定資産の購入
4. PEがインドネシアで事業または活動を行うために使用する無形物品への投資

上記の資産または無形物品への再投資や購入は、以下を含む所定の要件を満たさなければならない。

- ・ インドネシアへの再投資期限
- ・ PEが再投資／固定資産／無形物品を保有する期間
- ・ 税務当局への報告要件

ファイナルタックス対象所得(源泉分離課税)

一定の所得はその総所得額について所定の税率で課税される(ファイナルタックス31ページ:源泉徴収または自己申告により徴収されるファイナルタックスを参照のこと)。

法人税優遇措置

発行済株式数の40%以上がインドネシア証券取引所で取引されている上場企業で、政府規定に定める他の要件を満たすものは、標準税率から5%低い軽減税率の適用を受けられる。

課税対象

課税対象(tax objects)は以下の通り、広義に所得、つまり「インドネシア内外から納税者が受領する、またはインドネシア内外で納税者に発生し、名義もしくは形態を問わず、納税者による消費または納税者の資産増加のために使用される経済的利益の増加」と定義されている。

最新の所得税法では以下の課税対象が追加された。

- ・ 鉱山区域の一部もしくは全て、または鉱山会社の持分もしくは資本の売却または譲渡に係る利益
- ・ シヤリア(sharia)事業からの所得
- ・ 費用計上された納税額の還付、および追加の還付金
- ・ 納税還付金に係る利子所得
- ・ インドネシア中央銀行準備金

所得の算定—損金算入できる費用

最新の所得税法では、所得の稼得、回収または維持に直接または間接に関係する適法な事業費用はすべて、課税所得算定の際に損金算入することが認められている。これらの費用には以下が含まれる。(ただし、これらに限られない。)

- ・ 事業活動に直接または間接に関係する以下のような費用
 - a. 原材料コスト
 - b. 給与、賃金
 - c. 支払利子、賃借料および支払使用料
 - d. 旅費
 - e. 保険料の支払
- ・ 減価償却費
- ・ 販売促進費用および販売費用(ただし所定の書式が提出され、以下に該当する場合に限る)
 - a. 電子メディア、印刷メディアおよび・または他の媒体による広告コスト
 - b. 製品展示会のコスト
 - c. 新製品導入コスト
 - d. 製品プロモーションに関するスポンサーシップコスト
- ・ 企業で所有かつ使用されている、または所得の稼得、回収および維持のために所有されている資産の売却または譲渡から生じる損失

- ・ 以下の条件を満たす、非関連者との一定の取引に係る未回収債権の貸倒償却
 - a. 債権者の損益計算書上に既に費用計上されている。
 - b. 国税総局に未回収債権リストが提出されている。
 - c. 回収に関する訴訟が地方裁判所または政府に提起されている、債権の無効化／債務放棄について債権者と債務者の間で書面による合意が交わされている、または、債務の一定額について無効になったことが通常公告もしくは特別公告で通知されている、もしくは債務者がそのように認識している。
- ・ 国家的な災害、研究開発、教育機関、スポーツ開発および社会施設建設に関する寄附金および費用で、該当する認定機関を通じて直接支払い、以下の条件を全て満たすもの。
 - a. 寄附金の支払者の前年の申告書の課税所得がプラスである。
 - b. 寄附金の支払について十分な証憑がある。
 - c. 寄附金を受け取った組織が納税者として登録され(法で免除されている場合を除く)、支払者の関連者ではない。
 - d. 年間の寄附金および費用の総額が前年の課税所得の5%以下である。

上記に加え、寄附金の種類や形態、および現金以外の寄附の評価方法については他にも一定の要件がある。

- ・ ザカート(zakat: イスラム教に定める救済税)または宗教上の寄附金: 証憑がある場合で一定の要件を満たした場合に限る。
- ・ 所得を生成、受領および維持する活動に係る取引について発生した、支払済みの控除不可能な仮払VAT: 耐用年数が1年超の資産に係る仮払VATは資産計上後、償却しなければならない。

所得の算定—損金算入できない費用

- ・ 損金算入できない費用は所得税法および関連する規定や通達に定められている。主なものは以下の通りである。
- ・ 雇用主が従業員に給付する福利厚生(ただし、飲食費や制服代等、全従業員に給付されるものや、一定の適格遠隔地で給付されるもの等は例外的に損金算入が認められている)
- ・ 従業員に貸与される車および携帯電話の減価償却、運営および維持に係るコストの50%
- ・ 配当による利益分配
- ・ 贈与および寄附金の支払。ただし、宗教上義務付けられるもの(ザカート等)、ならびに国家的な災害対応、インドネシアにおける研究開発、社会インフラ開発、教育機関およびスポーツ開発に係るものを除く。
- ・ 一般的な準備金や引当金の計上。社会保険庁(Social Security Administration Agency)の公的扶助積立金、預金保険機構(Deposit Insurance Corporation)の預金保険責任準備金、鉱山会社の埋立コスト積立金、林業会社の森林伐採コスト積立金および廃棄物処理会社の廃棄物処理施設の閉鎖保守コスト積立金等が含まれる。銀行、与信提供者、

ファイナンスリース会社、金融会社、ファクタリング会社、貯蓄貸付組合 (Savings and Loan Cooperative)、PT Permodalan Nasional Madani、および保険会社(ファイナルタックスを課される所得の額に応じて積み立てられる、ユニットリンクに関する生命保険準備金は損金に算入できるが、ファイナルタックスを課されない場合は損金算入不可)に係る貸倒引当金は除く。

- ・ 所得税
- ・ 税務上のペナルティ
- ・ ファイナルタックスで源泉徴収を受ける所得、みなし利益率課税 (Net Income Calculation Norm) の対象となる所得、または非課税対象所得に係る費用
- ・ パートナーシップのパートナーまたは株式会社以外の組織の構成員への支払給与
- ・ 2016課税年度以降については、負債資本比率4:1を超過する額に係る支払利子(一定の業界を除く)

ファイナルタックスの対象である取引または課税対象外取引から生じるものを除き、外国為替差益は課税所得として、外国為替差損は損金として処理する。

負債資本比率

財務省の過少資本税制は、負債資本比率4:1を超過する負債に係る借入コストを損金に算入できないと規定している。(ただし、例外規定に定めのある一定の業種を除く。)したがって、負債資本比率が4:1を超過する場合、超過額に係る利子費用は所得税の計算上、損金に算入できない。本制度は、借入先が国内であるか否かを問わず、関連者間貸付および非関連者間貸付の両方に適用される。本制度は債務および資本の定義と借入コストとして認められる項目も規定している。また、資本がゼロまたはマイナスの場合は、借入費用の損金算入が全額認められないことも規定されている。

本制度に定める負債資本比率要件に加え、国外の非上場企業から借入れている納税者は、当該負債額も国税総局に報告しなければならない。

減価償却

- ・ 減価償却については定額法および定率法のいずれかの適用が認められる。ただし、建物については定額法の適用しか認められない。
- ・ 選択した方法は、途中で変更できない。
- ・ 定率法を採用した場合、耐用年数経過後に残存した金額は一括償却する。
- ・ 償却は、支出が発生した年または資産の建設/据付が完了した年のいずれかの年度に開始する。ただし、国税総局の認可がある場合には、資産の使用を開始した年、または生産開始もしくは事業所得の稼得が開始した年のいずれかの年に開始することができる。

- ・ 有形資産の減価償却に係る耐用年数および償却率は以下の通りである。
- ・ 建物以外の各有形資産グループの内容は、財務省が決定する。
- ・ 無形資産(のれんを含む)は表中の建物以外のグループと同様の基準で償却する。

有形資産グループ	耐用年数	減価償却率	
		定額法	定率法
1. 建物以外			
グループ1	4年	25%	50%
グループ2	8年	12.5%	25%
グループ3	16年	6.25%	12.5%
グループ4	20年	5%	10%
2. 建物			
常設の建物	20 Years	5%	
非常設の建物	10 Years	10%	

繰越欠損金

- ・ 欠損金は最長5年間、繰越控除することができる。
- ・ 欠損金の繰り戻しはできない。

非課税所得

(法人および個人の納税者に適用)

以下の区分に属する所得は所得税を免除される。

- ・ 援助金、受取寄附金、ザカート、宗教上の受取寄附金もしくは受贈金。ただし、当事者間に事業や業務に関する関係または所有関係がない場合に限る。
- ・ 相続。
- ・ インドネシア居住法人が他のインドネシア居住法人から受領する配当。ただし、留保利益からの配当で受領者が支払企業の25%以上を所有している場合に限る。
- ・ 医療保険、事故保険、生命保険または教育保険に係る保険会社から個人への保険金支払。
- ・ 株式の対価または出資に伴い受領する資産(現金を含む)。
- ・ インドネシアで一定の事業に従事する中小企業がベンチャー企業に分配する利益。
- ・ 資本金のないリミテッドパートナーシップ、パートナーシップ、協会 (association) または企業の構成員(集合投資契約の参加ユニット所有者

を含む)が受領する利益分配額。

土地建物の売却

- ・ 法人納税者へのファイナルタックスの標準税率は2.5%である。主要事業が土地建物の譲渡である納税者の低価格住宅(rumah sederhana)および低価格アパート(rumah susun sederhana)の譲渡には1%のファイナルタックスが課税される。また、買主には5%の取得税が課される。政府への公共目的の土地建物の譲渡への税率は0%である。
- ・ 財務省が簿価を承認した土地建物の一定の譲渡(贈与、相続、買収を含む)、非課税対象の土地建物の譲渡、および年間所得が課税控除額以下の納税者による、価値が60百万インドネシアルピア未満の土地の売却は免税扱いとなる。

デリバティブ取引に係る所得

証券取引所および先物市場におけるデリバティブ取引に係る所得へのファイナルタックス所得税は廃止されており、所得税法第17条に定める課税所得として、通常の法人税率が適用される。

法人税優遇措置

一定の事業および、または国家的優先度の高い一定の未開発地域に投資する企業は、所得税法第31A条に基づき、以下の優遇措置を受けることができる。

- a. 追加の純利益控除。有形固定資産(土地を含む)への投資額の30%を上限とする。当該30%は年間5%で計6年にわたって控除する。
- b. 加速度償却
- c. 欠損金の繰越控除期間の10年までの延長(要件を満たす場合は更なる延長も認められる)
- d. 所得税法第26条に定める配当への10%の税率適用。ただし、適用される租税条約に基づき、軽減税率が適用される場合を除く。

法人税優遇措置を受けるには、一定の詳細要件(投資額が大きいこと、輸出企業であること、多くの現地人材を雇用していること等の量的基準)を満たさなければならない。優遇措置の適用開始時期(課税年度/月)はそれぞれ異なる。

優遇措置の対象業種は、食品、繊維、化学および化学品、農園、林業および伐採、石炭および褐炭の採掘、天然ガスならびに地熱開発等である。

タックスホリデー減免措置

パイオニア産業に新規投資を行うが、所得税法第31A条に基づく優遇措置の適用(前項の措置)を受けられない納税者は、2007年投資法第25号(Investment Law No. 25 of 2007: 以下「2007年投資法」)第18(5)条に定める所得税減免を受けることができる。パイオニア産業とは、広範囲に連鎖する

業種、付加価値および高い外部性を有する業種、新技術を導入する業種および国家経済において戦略的価値を有する業種である。

本タックスホリデー制度(減免制度)は、以下を含む一定の業種に適用される一基礎金属、原油精製およびインフラ(官民協業プロジェクトを含む)、基本的な有機化学品、産業機械、農業、林業および漁業における加工業、電気通信、情報通信、海上輸送、経済インフラ(民間共同プロジェクト)。

タックスホリデー制度の内容は以下の通りである。

- a. 1兆インドネシアルピア以上の投資額: 法人税の10%から100%を軽減
- b. 高度な技術を導入し、投資額が5000億インドネシアルピアから1兆インドネシアルピアの電気通信、情報および通信: 50%を上限とする法人税軽減
- c. 適用は業務開始から5年から15年の期間とする。該当業種の競合状況および戦略的価値、また財務省の判断にもよるが、適用期間は最長20年まで延長することができる。

タックスホリデー制度の適用を受けるためには以下の要件を満たさなければならない。

- a. 当該制度の適用が初めてである。
- b. パイオニア産業への投資であることを証明する事業の初期ライセンスまたは事業ライセンスを有する。
- c. 適格パイオニア産業に1兆インドネシアルピア以上の投資をしている、または電気通信/情報/通信業界に5000億インドネシアルピア以上、投資している。
- d. 認可を受けた場合、投資総額の10%以上をインドネシアの銀行に預入する。当該預金は投資計画実施まで払い戻しできない。
- e. 財務省が定める負債資本比率を満たしている。
- f. インドネシアの法的事業体であることが2011年8月15日以降に確認されている。

適用の認可を受けたタックスホリデー制度は該当する所得に対してのみ適用される。その他の所得(キャピタルゲイン、利子、配当、使用料、賃貸料、債務放棄、評価益等)は現行規定に従って課税される。減免制度の適用を受ける所得とそうでない所得の両方を有する納税者は各所得について別々に帳簿を作成しなければならない。

適用を受けられるタックスホリデー制度の種類は一納税者あたり一種類である。

一定の業種/納税者に対する法人税

- ・ 石油ガス業界、地熱業界およびシャリア事業に関する税制は、政府規定および財務省規定に個別に規定されている。
- ・ 業務請負契約に基づく一般的な採掘および石炭採掘に関する課税は、該当する業務請負契約に基づくものとする。
- ・ 一定業種の一定の納税者は、総所得に応じたファイナルタックス所得税を

課税される。(30ページ:源泉徴収または自己申告により徴収されるファイナルタックスを参照のこと。)

・ 小規模企業(個人または法人を問わない)は総所得の1%の額を課税される。(31ページ:源泉徴収または自己申告により徴収されるファイナルタックスを参照のこと。)

シャリア(sharia)事業に係る法人税

シャリア銀行／金融サービスには、所得税法に規定する、通常の銀行／金融サービスに適用される所得および費用の取扱いに準じた方法が適用される。シャリア銀行業およびシャリア金融サービスの所得税取扱いは以下の通りである。

1. シャリア銀行業

所得の受領者	所得の種類	税務上の取扱い
銀行	顧客取引からの特別分配、プロフィットシェアおよび取引マージン	利子と同様
	上記以外の所得	該当取引に適用される通常の所得税規定に従って取り扱う
投資／預金顧客	インドネシアのシャリア銀行または国外のシャリア銀行のインドネシア支店を通じて受託／預入されている資金からの特別分配、プロフィットシェアおよびその他所得	利子と同様
	上記以外の所得	該当取引に適用される通常の所得税規定に従って取り扱う

2. シャリア金融サービス

所得の種類	税務上の取扱い
リース(Ijarah)	通常のオペレーティングリースおよびリース資産は償却不可

所得の種類	税務上の取扱い
ファイナンスリース (Ijarah Muntahiyah Bittamlik/ IMB)	購入選択権付きファイナンスリースと同様の取扱い。リース資産は償却不可。
ファクタリング (Wakalah bil Ujrah)	利益は利子と同じ取扱い。
消費者金融(Murabahah, Salam, Istishna)	利益は利子と同じ取扱い。
他のシャリア金融	手数料その他の所得は該当取引に適用される通常の所得税規定に従って取り扱う。
投資家が行うコーポレートファイナンス (Mudharabah, Mudharabah Musytarakah, Musytarakah)	利益は利子として取り扱う
資産の提供 (供給者からエンドユーザーへの直接提供とみなされるもの)	該当取引に適用される通常の所得税規定に従って取り扱う

みなし利益率

一定の事業に由来する以下の種類の所得は、以下の一定割合が所得とみなされる。

所得の種類	総収益に対するみなし利益率	実効税率*
国外の石油ガス採掘サービス業務	15%	3.75%
国外の船舶航空業務	6%	2.64%
国内船舶業務	4%	1.20%
国内航空業務	6%	1.80%

所得の種類	総収益に対するみなし利益率	実効税率*
駐在事務所	輸出価額の 1%	0.44%

*) 租税条約または所得税法／規定は改正される可能性があるため、実効税率も変わる可能性がある。

外国子会社合算税制 (Controlled Foreign Company Rules: CFC税制)

- ・ 以下の場合に該当する国外法人(証券取引所で自己株式を売却する法人を除く)に出資するインドネシア居住者が、当該国外法人からの配当を所得に合算する時期は、所得税法(実務的には財務省規則)に規定されている。
 - a. 単独のインドネシア納税者または複数のインドネシア納税者によって国外法人の発行済株式の数の50%以上を直接保有している場合、または
 - b. 他の居住者と共同で国外法人の発行済株式の数の50%以上を直接または間接保有している場合にCFC対象の国外法人となる。
- ・ 資本参加金額はインドネシア納税者の課税年度末時点で測定された所有割合であり、以下のいずれかをいう。
 - a. 非上場国外法人の発行済株式の数、または
 - b. 非上場国外法人の発行済議決権付株式の数
 に対する所有割合となる。子会社の各階層に当該50%判定基準が適用される。
- ・ 上記に該当した場合、インドネシア居住者が当該国外法人から配当所得を受領したと認識する時期は、以下の通り規定されている。
 - a. 当該国外法人の課税年度の年次法人税申告書提出期限後4か月以内、または
 - b. 当該国外法人に年次法人税申告書を提出する義務がない場合、または年次報告書提出期限がない場合、課税年度末後7か月以内
- ・ みなし配当合算額は、当該CFCに適用される会計原則および実際の税金の支払額に基づいて算定された税引後利益からインドネシア納税者が支払を受けることができる配当総額の内、当該国外法人(証券取引所で自己株式を売却する法人を除く)への出資比率に応じた額である。みなし配当額は過去5年間で直接保有CFCから受領した配当額と相殺することができる。実際に受領した配当額がみなし配当額よりも大きい場合には、当該差額は課税対象となるため、実際に配当金を受領した課税年度の税務申告時に報告される必要がある。さらに、インドネシア納税者は直接保有CFCから受領した配当に対する所得税または源泉税は、当該所得税または源泉税が発生した年度において、一定の要件や文書化の必要はあるものの、税額控除することが許されている。

特別目的会社を介した、インドネシア株式／資産の間接購入

インドネシア納税者の株式もしくは資産を、株式購入目的のために設立された会社(Special Purpose Company:「SPC」)を介して他のインドネシア納税者が間接的に購入する場合、当該SPCが当該他のインドネシア納税者と特別な関係を有し、かつ、その購入価格が合理的でない場合、当該間接購入は当該他のインドネシア納税者による株式または資産の購入とみなされる場合がある。

SPCを介したインドネシア株式の間接売却

- ・ インドネシア国外居住者が低税率国に所在するSPC(導管企業(conduit company))の株式を売却する場合、当該SPCがインドネシア法人の株式を所有し、かつ、当該SPCと当該インドネシア法人との間に特別な関係がある場合、当該売却は、当該インドネシア国外居住者によるインドネシア企業株式の売却とみなされる場合がある。
- ・ 低税率国とは、法人税率がインドネシアの法人税率の50%未満の国またはインドネシアと情報交換に関する規定を締結していない国を意味する。

適格合併等

- ・ 通常、合併、連結または会社分割における資産譲渡は時価で行われる。また、それらに伴う所得は課税される。
- ・ ただし、事業目的基準を満たす税務上適格な合併、連結、または事業取得では簿価での資産譲渡が可能である(国税総局の認可が必要)。クロスボーダーでの合併や連結についても、事業目的基準を満たしかつインドネシア居住納税者が存続企業である場合、簿価での譲渡が認められる。
- ・ IPOの一部として行われる会社分割およびシャリア事業に関する会社分割にも利用可能である。

個人所得税

インドネシアの所得税は、「所得税に関する1983年法第7号(Law No. 7 of 1983:最近では2008年法第36号にて改正)」に規定されている。

税率

適用税率は以下の通りである。

課税所得額(インドネシアルピア)	税率*
50,000,000以下	5%
50,000,000~250,000,000	15%
250,000,000~500,000,000	25%
500,000,000超	30%

退職金に係る税率は以下の通りである。

課税所得額(インドネシアルピア)	税率*)
50,000,000以下	0%
50,000,000~100,000,000	5%
100,000,000~500,000,000	15%
500,000,000超	25%

年金基金または老齢貯蓄年金基金からの給付への適用税率は以下の通りである。

課税所得額(インドネシアルピア)	税率*)
50,000,000以下	0%
50,000,000超	5%

*) これらの税率は確定税率であり、一括払金または2年目までになされた支払に適用される。3年目以降の支払には通常の税率が適用され、税額控除を申請できる。

非居住者がインドネシアから受領する所得は通常、20%の税率で課税される(第26条に基づく源泉税)。ただし、当該税率は個別の状況および租税条約の規定により変わる可能性がある。ファイナルタックス課税対象の所得に対しては、特定の税率が適用される。

税務登録および税務申告

- ・ 税務上の居住者である個人(駐在員を含む)は全て、税務署に登録し、納税者番号を取得しなければならない。所得額が課税控除額未満の個人、個人の居住者に該当しない者、および夫と合算申告する妻は登録義務を免除される。
- ・ 個人納税者は年次所得税申告書(様式 SPT 1770、1770S または 1770SS)の提出が義務付けられており、一定の場合には月次納税しなければならない。
- ・ 個人納税者は電子申告システムを通じて個人所得税申告書を電子申告することが奨励されている。システムにアクセスするためには、税務署から電子申告番号(e-FIN)を取得しなければならない。

納税

納税を行うためには、まず請求コードを作成しなければならない。作成した請求コードは30日間有効で、納税処理をする銀行に当該番号を通知しなければならない。

個人控除

インドネシア居住者である個人が課税所得算定の際に適用できる、個人控除は以下の通りである。

控除対象	控除額(年あたり)
納税者控除	54,000,000インドネシアルピア
配偶者控除	4,500,000インドネシアルピア (妻の所得を夫と合算申告する場合は、54,000,000インドネシアルピアを追加控除できる)
扶養者控除	一人当たり4,500,000 インドネシアルピア(3人以下の血族または姻族)
業務関連控除	総所得の5%(ただし6,000,000インドネシアルピアを上限とする)
年金料拠出(年金加入者)	総所得の5%(ただし2,400,000インドネシアルピアを上限とする)

控除対象	控除額(年あたり)
認定年金基金(BPJS Ketenagakerjaan等)への拠出	自身のための拠出額
ザカートまたは宗教上の寄附	実際に支払った額。ただし、証憑があり、全ての要件を満たした場合に限る。

財務省は上記の個人控除額を計算し直すことができる。上記個人控除は2016年6月に導入され、2016年1月に遡って適用される。



社会保障

インドネシアの社会保障制度として、インドネシア国民およびインドネシアで6か月以上働く外国人が加入しなければならない「労務保険制度 (BPJS Ketenagakerjaan)」および「健康保険制度 (BPJS Kesehatan)」がある。駐在員は労働許可証更新の際にこれらの社会保障制度に加入していることを証明できなければならない。

各制度の保険料額は以下の通りである。

制度	内容	定期給与・賃金に対する割合	
		雇用主負担	従業員負担
労務保険 (BPJS Ketenagakerjaan)	労災	0.24 - 1.74%	-
	死亡	0.3%	-
	老齢貯蓄	3.7%	2%
	年金 ^{(1),(2)}	2%	1%
健康保険 (BPJS Kesehatan) ⁽³⁾		4%	1%
			追加の家族: 1% ⁽⁴⁾

注:

1. 年金拠出額の計算における定期給与／賃金の上限額は7,703,500インドネシアルピアである。当該金額は今後変更される可能性がある。
2. 駐在員に年金料支払義務はない。
3. 医療保険料の計算における定期給与／賃金の上限額は8,000,000インドネシアルピアである。当該金額は今後変更される可能性がある。
4. 必須拠出金額は夫、妻および3人の扶養家族をカバーする。それ以外の家族については追加保険料の払い込みが必要となる。

源泉税およびファイナルタックス

制度の概要

- ・ 国税総局の租税徴収を円滑化するため、納税者は、居住者および非居住者への支払からの源泉税徴収について数多くの義務を課されている。
- ・ 居住者への支払からは、受領者の所得に係るファイナルタックスまたは前払納税として源泉税が徴収される。前払納税として徴収された場合は、確定税額に基づく控除または還付が認められる。
- ・ 非居住者への支払に係る源泉税額はファイナルタックスとなる。

第21条に基づく源泉税

- ・ 雇用主は被雇用主に支払う給与および退職給与から源泉税を徴収する。(税率は個人所得税の項に記載の累進税率を適用する。)
- ・ 財務省が認定した年金基金および公務員社会福祉会社(State Workers Social Security Company)は、それぞれ年金給付金および老齢貯蓄給付金の支払から源泉税を徴収しなければならない。
- ・ 納税者番号を持たない個人には納税者番号を有する納税者の税額に対し、20%増した額を源泉税として納付する事が雇用主に義務付けられている。
- ・ 財務省規定は、国外法人与特別な関係を有する雇用主から個人納税者が受領した所得の額を、税務当局が算定し直すことができると定めている。

第22条に基づく源泉税

- ・ 物品の輸入には2.5%(輸入許可証のない輸入者は7.5%)の税率(控除可能)が適用される。
- ・ 物品購入については、国庫(State Treasurer)および国有企業が1.5%の源泉税(控除可能)を徴収する。
- ・ 一定の商品の国内購入、および総代理店(Agen Tunggal Pemegang Merek:「APTMM」)、代理店(Agent Pemegang Merek:「APM」)またはインドネシアの一般輸入業者が行う車の国内販売にも、第22条に基づく源泉税が課される。
- ・ 納税者番号のない納税者には、納税者番号を有する納税者への税率の2倍の税率が適用される。

インドネシア税務居住者への支払の主要区分およびその適用税率は以下の通りである。

源泉税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	支払の種類(総額に適用)
輸入価格の7.5%または10%	一定の消費者商品の輸入(輸入許可証を保有する輸入者による輸入の場合でも)
輸入価格の0.5%	輸入許可証を保有する輸入者による、大豆、小麦および小麦粉の輸入
輸入価格の2.5%	輸入許可証を保有する輸入者による、上記以外の物品の輸入
輸入価格の7.5%	輸入許可証を保有しない輸入者による物品の輸入
競売価格の7.5%	輸入物品の競売
販売価格の1.5%	国庫および一定の国有企業からの支払が発生する政府への物品販売
輸出価格の1.5%	石炭商品、金属性鉱物および非金属性鉱物の輸出
販売価格の0.3%	販売業者の鉄鋼商品の購入
販売価格の0.45%	販売業者の自動車製品の購入
販売価格の0.1%	販売業者の紙製品の購入
販売価格の0.25%	販売業者のセメント購入
販売価格の0.3%	販売業者の医薬品購入
販売価格の5%	非常に奢侈な物品の購入 ⁽³⁾
販売価格の0.45%	総代理店(ATPM)、代理店(APM)またはインドネシアの一般輸入業者の車販売
購入価格の0.25%	林業、農園、農業、漁業を営む製造業者または輸出業者の、卸売業者からの原材料購入
販売価格の0.3%	ガス燃料の販売
販売価格の0.25%	Pertamina 燃料補給所への灯油販売
販売価格の0.3%	Pertamina 以外の燃料補給所への灯油販売

源泉税率 ^{(1) (2)}	支払の種類(総額に適用)
販売価格の0.3%	潤滑剤の販売
販売価格の1.5%	採掘許可証 (Izin Usaha Pertambangan) を保有する法人や企業からの石炭、金属性鉱物および非金属性鉱物の購入
販売価格の0.45%	製造業者の金地金の販売(インドネシア中央銀行への販売を除く)

注:

1. 納税者番号を持たない納税者には納税者番号を有する納税者の2倍の税率が適用される。
2. 財務省は第22条に定める所得税の徴収官に以下を加えた。認定予算使用者 (Kuasai Pengguna Anggaran: 「KPAJ」)、認定予算使用者 (KPA) が支払命令を発行することを承認した認定予算使用者 (KPA) または政府役人、および準備金手法に基づき支払いを行う財務責任者 (Treasurer)。
3. 「非常に奢侈な物品」とは、財務省規定に所定の販売価格が規定されている自家用飛行機、ヨット、土地付きの家 (販売価格が50億インドネシアルピア超もしくは建設用地が400m²超)、アパート/マンション (販売価格が50億インドネシアルピア超もしくは建設用地が150m²超)、四輪車 (販売価格が20億インドネシアルピア超もしくはシリンダー容積が3,000cc超)、二輪車/三輪車 (販売価格が3億インドネシアルピア超もしくはシリンダー容積が250cc超) をいう。

現在、以下については第22条に定める源泉所得税が免除されている。

- ・ 災害援助のための寄附物資の輸入
- ・ 自然保護のための物品輸入
- ・ 生産物分与契約業者が石油ガス上流部門で使用する物品の輸入
- ・ 学校業務援助 (School Operational Assistance) 基金を使った物品購入の支払
- ・ 国有企業からの最大1億インドネシアルピアの一括払
- ・ 科学や技術に関する書籍およびその他学術的書籍の輸入
- ・ 源泉税徴収官である政府組織が行う一定の支払

第23・26条に基づく源泉税

源泉徴収に関する上記以外の主要なものは「第23条源泉税」または「第26条源泉税」と呼ばれている。第23条源泉税および第26条源泉税に属する支払の種類及びそれらの標準適用税率は下表の通りである。

インドネシア税務居住者への支払に係る第23条に基づく源泉税	
源泉税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	支払の種類(総支払額に対する税率)
15%	配当 ⁽³⁾ 、利子 ⁽⁴⁾ 、スワッププレミアム、貸付保証料および使用料
2%	不動産の使用(土地建物の賃貸を除く)に係る賃貸所得およびその他所得 ⁽⁵⁾
2%	以下の技術、経営、建設、コンサルティングおよびその他一定のサービスに対する対価 ・ 評価サービス ・ アクチュアリーサービス ・ 会計・監査・証明サービス ・ 法務サービス ・ 建築サービス ・ 都市計画および景観建築サービス ・ デザインサービス ・ 石油ガス業界における掘削サービス(PEが提供するものを除く) ・ 地熱業界および石油ガス業界における付帯サービス ・ 地熱業界および一般採掘業界における採掘およびサポートサービス ・ 航空・空港サポートサービス ・ 森林伐採サービス ・ 廃棄物管理サービス ・ 人材供給サービス ・ 仲介・代理サービス

インドネシア税務居住者への支払に係る第23条に基づく源泉税

源泉税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	支払の種類(総支払額に対する税率)
2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引サービス(インドネシア証券取引所、KSEI(インドネシア中央証券預託機関)およびKPEI(インドネシア決済保証機関)が行う取引を除く) ・ カストディサービス(KSEIが提供するサービスを除く) ・ ダビングサービス ・ フィルムミキシングサービス ・ プロモーションサービス(映画プロモーション、広告ポスター、写真、スライド、バナー、パンフレット、ビルボードおよびフォルダーを含む) ・ コンピューターソフトウェアおよびハードウェアに関連するサービス(修理保守を含む) ・ ホームページの作成および・または管理 ・ インターネットおよび接続サービス ・ データ、情報、プログラムのストレージ、加工、配信 ・ 据付サービス(建設会社が行うものを除く) ・ 修理保守サービス(建設会社が行う建物修理保守を除く) ・ 車両および・または地上／海上／航空輸送に係る保守サービス ・ 委託製造 ・ 調査および警備 ・ イベント企画 ・ 包装業務

インドネシア税務居住者への支払に係る第23条に基づく源泉税

源泉税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	支払の種類(総支払額に対する税率)
2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供のためのマスメディア、屋外メディアまたは其他媒体におけるスペースや時間の提供 ・ 害虫駆除サービス ・ 清掃サービス ・ 真空浄化槽サービス ・ プール保守サービス ・ ケータリングサービス ・ 運送サービス ・ 流通サービス ・ 文書処理サービス ・ 荷揚げ荷降ろしサービス ・ 試験研究・検査サービス(学術研究のために教育機関が行うものを除く) ・ 駐車場管理サービス ・ 土壌検査サービス ・ 整地および土壌管理サービス ・ 種まき植え付けサービス ・ 樹木および植物の保守 ・ 収穫サービス ・ 農業／農園／漁業／家畜／林業製品の加工サービス ・ 装飾サービス ・ 印刷出版サービス ・ 翻訳サービス ・ 輸送・調査サービス(第15条に定めるものを除く) ・ 港湾サービス
2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイプラインを通じた輸送サービス ・ 育児サービス ・ 研修サービス ・ ATM現金搬送補充サービス ・ 証明サービス ・ 調査サービス ・ 分析サービス ・ 上記以外で支払を国や地方政府に請求するサービス

Article 26 WHT on Payment to Non-Indonesian Tax Resident

WHT Rate ^{(1) (2)} (on gross amounts)	Type of Payment
20%	非居住者が受領する支払(物品購入への支払以外)には20%の源泉税が課される ^{(7) (8)}
5%	宝飾品、研磨済みダイヤモンド、金、ダイヤモンド、ラグジュアリー時計、アンティーク、絵画、車、バイク、ヨット、軽飛行機の売却または譲渡に係る支払(第4(2)条に定める源泉税を課されないもの)で、インドネシアPE以外のインドネシア非居住者が受領するものは、取引価格についてファイナルタックスが課される ^{(6) (7)}
5%	非居住者による非上場企業株式の売却は、取引価格にファイナルタックスが課される ⁽⁷⁾

注:

1. インドネシアで事業を行う銀行への支払に源泉税は課されない。
2. 納税者番号を持たない納税者の税率は、納税者番号を有する納税者に対する税率の2倍。
3. 25%以上の株式を保有するインドネシア有限会社(limited liability company)への配当支払は、所定の要件を満たす場合、免税される。ただし、個人への支払にはファイナルタックスが課される(以下を参照のこと)。
4. 一定の利子所得にはファイナルタックスが課される(以下を参照のこと)。
5. ファイナンスリースに係る支払に源泉税は課されない。
6. 一取引当たりの金額が10百万インドネシアルピア以下の資産の売却または譲渡は免税。
7. 適用される租税条約に基づき軽減税率または免税の対象となる(所定の要件を満たさない株主貸付に係るみなし利子を含む)。
8. 所定の要件を満たす輸入フィルムの購入は第26条に定める源泉税の対象とはならない。

源泉徴収または自己申告により徴収されるファイナルタックス

以下の取引には、源泉徴収または自己申告に基づきファイナルタックスが課税される。

所得の種類	実効税率	
	居住者およびPE	非居住者 ⁽¹⁾
個人への配当支払	10%	20%
宝くじの賞金	25%	20%
債券(ゼロクーポン債を含む)に係る利子またはディスカウント	15% ⁽²⁾	20%
債券に係る利子またはディスカウントで、認定されたミューチュアルファンドが受領するもの: 2014年~2020年 2021年以降	5% 10%	該当せず 該当せず
協同組合から加盟員に支払われる240,000インドネシアルピア超の預金利子	10%	20%
航空船舶サービスに係る所得: ・ 国際航空船舶業務 ・ 国内航空業務(チャーターのみ) ・ 国内船舶業務	- 1.8% ⁽³⁾ 1.2% ⁽³⁾	2.64% ⁽³⁾ - -
国外企業への保険料支払	N/A	1%, 2% または 10% ⁽⁴⁾
建設計画・監督サービスに係る所得	4% / 6% ⁽⁵⁾	20%
建設契約サービスに係る所得	2% / 3% / 4% ⁽⁶⁾	20%
上場株式の売却(受取金総額)	0.1%	0.1%

所得の種類	実効税率	
	居住者およびPE	非居住者 ⁽¹⁾
創業者株式のIPO価格での売却に係る追加課税 ⁽⁷⁾	0.5%	0.5%
土地建物の売却	2.5% / 1% / 0.5% / 0% ⁽⁸⁾	該当せず ⁽⁸⁾
土地建物の賃貸	10%	20%
インドネシア中央銀行預金証明書、貯蓄預金、定期預金に係る利子またはディスカウント ⁽⁹⁾	20% ⁽¹⁰⁾	20%
認可資産評価替えに係る評価差益	10% or 15% ⁽¹¹⁾	N/A
シャリア事業に基づく事業の所得	20% ⁽¹²⁾	20% ⁽¹²⁾
事業を行う個人や法人(PEを除く)が稼得または受領する年間48億インドネシアルピア以下の所得(所定の条件を満たすもの)	1%	-

注:

- 適用される租税条約に基づき、軽減税率または免除の対象となる。
- 受取利子総額または額面価格から取得価格を差し引いた額に課税される。
- みなし利益率勘案後の実効税率。国際航空船舶業務については、PEを通じて源泉徴収される。
- インドネシア保険会社が支払う場合は10%。
- 実効税率
 - ・ 認証済み請負業者: 4%
 - ・ 認証されていない業者: 6%
 上記税率にPEサービス提供者へのブランチプロフィットタックスは含まれていない。
- 実効税率
 - ・ 認証済みの小規模請負業者: 2%
 - ・ 中規模および大規模の認証済み請負業者: 3%
 - ・ 認証されていない請負業者: 4%
 上記税率にはサービス提供者がPEである場合に適用されるブランチプロフィットタックスは含まれていない。
- 非居住者に適用される。ただし、売主がインドネシアとの租税条約締結国の居住者である場合は除かれ、その場合には免除が適用される場合がある。
- 税率
 - ・ 主要事業が土地建物の譲渡である納税者の低価格の住宅・アパートの売却: 1% 上

記以外の土地建物売却:2.5% 政府、政府から特別事業を請け負っている国有企業および地方首長から特別事業を請け負っている地方政府保有企業への土地建物売却:0%

- ・ 年間所得が所得税課税控除額以下の個人が60百万インドネシアルピア未満の土地を受贈、相続および売却する場合における、土地建物の譲渡は免税。
 - ・ 特別目的会社または不動産投資ファンド(REIT)への売却:0.5%
9. 7.5百万インドネシアルピア超(定期預金、貯蓄預金およびインドネシア中央銀行預金証書)の場合。銀行、一定の認定年金基金/投資信託は一定期間、例外扱いとなる。銀行預金からの一定額かつ一定期間の贈与は貯蓄に係る利子とみなされる。
10. 輸出代金を原資とする定期預金からの利子の税率は期間・通貨により異なる。
- 米ドル建て預金の利子
- ・ 1か月もの預金:10%
 - ・ 3か月もの預金:7.5%
 - ・ 6か月もの預金:2.5%
 - ・ 6か月超預金:0%
- インドネシアルピア建て預金の利子
- ・ 1か月もの預金:7.5%
 - ・ 3か月もの預金:5%
 - ・ 6か月超預金:0%
11. 評価替えされた資産について以下が該当する場合、追加のファイナルタックスが課される。
- ・ 売却された
 - ・ 新しい耐用期間の期限前に譲渡された
 - ・ 土地建物および耐用年数8年超の固定資産が、使用から10年以内に譲渡された(税務上適格な合併や事業拡大等における資産譲渡等には適用されない)
12. インドネシアのシャリア銀行または国外のシャリア銀行のインドネシア支店を通じて受託/預入されている資金からの特別分配、プロフィットシェアおよびその他所得、および/またはシャリア金融サービス(ファクタリング(Wakalah bil Ujrah))、投資家の法人金融(Mudharabah, Mudharabah Musyarakah, Musyarakah)、消費者金融(Murabahah, Salam, Istishna)から受領する利益は、通常の銀行や金融サービスに係る利子と同様の方法で課税される。



付加価値税 (VAT)

インドネシアの付加価値税 (Value Added Tax: 「VAT」) は、「所得税に関する1983年法第8号 (Law No. 8 of 1983: 最近では2009年法第42号 (Law No. 42 of 2009) にて改正)」に規定されている。

VAT登録基準

VAT納税者としての登録要否は、課税対象物品および・または課税対象サービス (以下「課税対象物品サービス」) の売上に基いて決定される。課税対象物品サービスの年間売上が一定額を超過する企業は登録しなければならない。現在の基準額は年間48億インドネシアルピアである。ただし、自由貿易地域 (Free Trade Zone: 「FTZ」) に住所がある企業は登録する必要はない。

課税事象

VATは課税対象物品サービスに課される間接税で、以下のような課税事象に課税される。

- ・ 課税対象物品の輸出入
- ・ 課税対象物品サービスの国内供給
- ・ 国外から受領するサービスおよび・または無形物品のインドネシア関税地域内における消費
- ・ 課税対象物品の本支店間および支店間の企業内移動
- ・ 委託販売物品の移動
- ・ 解散時に残存した資産や在庫
- ・ 第三者または政府競売人を通じた物品供給
- ・ ファイナンスリース契約を通じた物品供給
- ・ 課税対象物品の自己使用
- ・ シャリア (sharia) 金融契約に基づく課税対象物品の提供で、VAT対象企業から当該課税対象物品を必要とする者に直接提供されたときみなされるもの
- ・ 無償で贈与される課税対象物品
- ・ 課税対象無形物品および課税対象サービスの輸出

VATインボイス

VATインボイスは (売主に) VATを課税し、(買主が) VAT控除を受ける際の証憑である。

インボイスの形式および内容については国税総局 (Director General of Taxation) が定めるガイドラインに従わなければならない。インボイスに不備があった場合は違反行為とみなされ、売主にペナルティが課され、買主は控除を否認される。

以下の場合、VATインボイスを発行しなければならない。

- ・ 課税対象物品サービスを提供した時
- ・ 課税対象物品サービスの提供が支払より後の場合は支払の時
- ・ 出来高払いの場合は、各支払を受領した時
- ・ その他財務省が指定する事象が発生した時

課税対象企業は、登録されている税務署にアクティベーションコードおよびパスワードを申請しなければならない。税務署は3日以内に申請書进行处理する。当該コードはVATインボイス番号の申請に使用される。本要件は2013年3月1日に適用が開始された。

また、2016年7月1日以降、VAT課税対象企業は電子VATインボイスを使用することも義務付けられた。

電子VATインボイスの発行手続きのために、課税対象企業はまず、アクティベーションコードおよびパスワードの発行を国税総局に申請しなければならない。また、課税対象企業は登録されている税務署から、または国税総局が提供するホームページを通じて、電子証明書の発行も申請しなければならない。

電子VATインボイスは国税総局が指定する電子システムを通じて作成される(電子VATインボイスの差替え作成や取消に関する手続きも同様)。

課税対象企業はVATインボイス番号(連番)を使用しなければならない。当該番号は税務署が個々の企業に付与する。

VAT登録企業は以下を通じてVATインボイス番号を申請する。

- a. 登録されている税務署
- b. 国税総局が指定するホームページ

また、電子VATインボイスはインドネシアルピアで記載しなければならない、電子署名も必要である。電子VATインボイスの発行義務を負うVAT課税対象企業は、国税総局が定める申請書を用いてVAT申告書を作成しなければならない。

小売業者、外国パスポートを有する個人と取引する小売店、およびVATインボイスとして取り扱われる文書を発行する企業は、VATインボイス発行義務を免除される。

以下を含む一定の文書はVATインボイスとして取り扱われる。

- ・ 課税対象物品および課税対象サービス/無形物品(インボイスを伴うもの)に係る輸出申告書
- ・ 輸入申告書(支払証明書を伴うもの)
- ・ 食糧調達庁(BULOG)/州食料調達事務所(DOLOG)からの小麦配送に

関する物品配送注文書

- ・ Pertamina (国営石油会社) が発行する配送通知書
- ・ 電気通信会社が発行するインボイス
- ・ 国内航空輸送サービス会社が発行するチケット、航空貨物運送状または配送状
- ・ 港湾サービスに関して発行されるサービス提供書
- ・ 電力会社が発行するインボイス
- ・ 国外の無形物品／サービスの使用に係る自己申告VATの納税証明書
- ・ 課税対象物品サービスの提供に関して水道会社が発行するインボイス
- ・ 株式仲買業者からの取引確認書
- ・ 課税対象サービスの提供について銀行が発行するインボイス
- ・ 競売人を通じた課税対象物品提供に係るVATの納税証明書および競売記録

VATの税率

VATの標準税率は10%だが、以下の場合は0%の税率が適用される。

- a. 課税対象物品の輸出
 - b. 課税対象無形物品の輸出
 - c. 以下の課税対象サービスの輸出
 - ・ 賃加工サービス
 - ・ 関税区域外で使用される動産に関する修理保守サービス
 - ・ 関税区域外に所在する不動産に関する建設サービス
- 上記税率は、VAT課税標準(販売価格、サービス手数料または輸出入価額)に対して適用される。

特別なVAT課税標準

VATは課税標準額に該当税率を乗じて計算される。多くの場合、課税標準は当事者間で合意された取引額だが、以下を含む一定の場合には別の課税標準が用いられる。

- a. 課税対象物品サービスの自己使用: 販売価格または対価から総利益を差し引いた額
- b. 課税対象物品サービスの無償供与: 販売価格または対価から総利益を差し引いた額
- c. 映画フィルムの提供: 映画ごとに推定される平均販売額
- d. たばこ製品の提供: 小売販売価格
- e. 当初用途が販売以外で、解散時に残存している課税対象物品(消耗品および・または資産): 時価
- f. 課税対象物品の本店間／支店間提供: 基準販売価格または取得価格
- g. 仲買人を通じた課税対象物品の提供: 仲買人および買主が合意した価格
- h. 競売人を通じた課税対象物品の提供: 競売価格
- i. 荷物配送サービスの提供: インボイスに記載されている価格または記載されるべき価格の10%
- j. 旅行代理店サービスまたは観光事業サービス(旅行代理店のパック旅行、

交通手段やホテルの予約、およびその提供がコミッションや仲介手数料ベースではない予約サービス):インボイスに記載されている価格または記載されるべき価格の10%

- k. 金宝飾品の提供(金宝飾品の修理サービスまたはそれに関連するその他サービスを含む)で金宝飾品製造業者または金宝飾品取引業者が行うもの:金宝飾品の販売価格または対価の20%。
金宝飾会社による金宝飾品の提供で、原材料の全てを24Kの金と交換するもの:金宝飾品の販売価格から当該金宝飾品に含まれる24Kの金の価格を差し引いた額の20%。
- l. インボイス価格にサービス料金が含まれている貨物輸送サービスの提供:インボイスに記載されている価格または記載されるべき価格の10%
- m. 小規模企業の物品提供:売上の30%
- n. 小規模企業のサービス提供:売上の40%
- o. 個人または法人が行う、事業活動とは関係のない民間建設で、その結果が自己使用または別の者の使用に供されるもの:発生コストまたは支払額の20%

VATの自己申告

課税対象サービスまたは課税無形物品を国外もしくはFTZから受領するインドネシア居住者、またはそれらのサービスもしくは物品を使用するインドネシア居住者は、VATを自己申告し、総支払額の10%の額を申告納税しなければならない。VAT自己申告額の支払義務は、課税対象サービスまたは課税無形物品がインドネシアで使用開始された時に発生する。納税期限はVATの支払義務発生月の翌月15日である。当該VATは仮払VATであり、仮払VAT控除規定が適用される。

VATの徴収

VAT徴収を確保するため、国庫(Government Treasurer)、国庫財務局(State Cash and Treasury Office)、インドネシア政府と石油ガス協業契約を締結している請負業者、地熱エネルギー請負業者またはライセンス保有者(本社、支店又は事業部を含む)、国有企業および財務省規則によって指定された一定の事業体は、VAT源泉徴収代理人(VAT徴収者)に任命されている。

VAT課税対象外の物品サービス

以下を含む一定の物品およびサービスはVATの対象ではない。

VAT非課税対象物品

- ・ 採掘または掘削により生産される物品で、以下のような資源から直接抽出されるもの。
 - a. 原油
 - b. 天然ガス(すぐ使用できる状態のLPGは除く)
 - c. アスベスト、スレート、半貴石、石灰石、軽石、宝石原石、ベントナイト、苦灰石、長石、岩塩、石墨、花崗岩/安山岩、石膏、方解石、カオリン、

白榴石、菱苦土石、雲母、大理石、硝酸塩、黒曜石、黄土、砂および砂利、珪砂、パーライト、リン酸塩、滑石、酸性白土、珪藻土、粘土、ミョウバン、トラス、鉄ミョウバン石、沸石、玄武岩ならびに粗面岩

- d. 練炭に加工されていない石炭
- e. 鉄鉱石、スズ鉱石、金鉱石、鉛鉱石、ニッケル鉱石、銀鉱石およびボーキサイト鉱石
- ・ 以下のような必需品
 - a. 米
 - b. 未精製米
 - c. とうもろこし
 - d. サゴ
 - e. 大豆
 - f. 塩(ヨード添加の有無を問わない)
 - g. 屠殺、皮剥ぎ、切断、冷蔵、冷凍、塩漬け、ライミング、ピックリング、他の方法による保存および・または煮沸等の加工処理を経た未調理肉(包装の有無を問わない)
 - h. 未加工の卵(洗浄、塩漬けまたは包装された卵を含む)
 - i. 冷蔵処理もしくは熱処理を経た、糖分その他の添加物を含まない動物の乳(包装の有無を問わない)
 - j. 摘み取られた新鮮な果物(洗浄、区分、皮むき、切断、スライスまたは格付けされたものを含み、包装の有無を問わない)
 - k. 摘み取られ、洗浄、乾燥および・または低温で保存された新鮮な野菜(切られた新鮮野菜を含む)
- ・ レストランで提供される食品および飲料品(ケータリングサービスで提供されるものを含む)
- ・ 現金、金地金およびコマーシャルペーパー

VAT非課税対象サービス

- ・ 医療サービス
- ・ 社会保障サービス
- ・ 押印を伴う郵便サービス
- ・ 金融サービス¹⁾
- ・ 保険サービス
- ・ 宗教サービス
- ・ 教育サービス²⁾
- ・ 芸術および娯楽サービス
- ・ 非営利放送サービス
- ・ 国内の地上/海上/航空公共輸送サービスで国外への輸送サービスと不可分のもの
- ・ 労働サービス
- ・ ホテルサービス³⁾
- ・ 政府が行う一般管理業務に関連して政府が提供するサービス
- ・ 駐車場サービス

- ・ 硬貨を使用する公衆電話に関するサービス
- ・ 郵便為替を使用する送金サービス
- ・ ケータリングサービス

注:

1. 国税総局は、銀行が提供するVAT非課税対象サービスを以下のいずれかを満たすサービスと定義している。
 - ・ 利子の形で対価を受け取る金融サービス
 - ・ 金融サービス業者以外の顧客に直接提供される金融サービス

VATが課税されない銀行サービスには以下も含まれる。

- ・ ファクタリングサービス
 - ・ クレジットカード事業
 - ・ インドネシア中央銀行の規定に従い、シャリア (sharia) 原則に基づいて行われる金融その他サービスの提供
2. 以下のサービスは非課税教育サービスには該当せず、VATが課税される。
 - ・ 以下を除く教育サービス
 - 公教育 (幼児、初等、中等、高等教育)
 - 公教育以外の教育 (技術教育、初等教育、若年教育、女性啓蒙教育、読み書き教育、職業訓練熟練教育、平等教育)
 - 個人が行う非公式の教育 (家族やコミュニティが行う独立学習)
 - ・ 管轄する中央政府や地方政府の発行する教育許可証のない教育機関が提供する公的または非公的な教育サービス
 - ・ 他の物品サービスの提供に不可欠不可分な教育サービス
 3. 以下のサービスは非課税ホテルサービスには該当しない。
 - ・ ミーティング等の用途以外のためのルームレンタルサービス (ATM、事務所、銀行、レストラン、娯楽場、カラオケ、薬局、小売店及び診療所のための賃貸等)
 - ・ アパート、マンション等の部屋やスペース (増築部分を含む) の賃貸サービスおよびその事業ライセンスに基づくその他関連サポートサービス
 - ・ ホテルサービス管理会社が行う観光および旅行サービス

VAT優遇税制

一定の輸入および購入は、以下を含む優遇税制によりVATが免除される。

- ・ 戦略的物品 (機器、工場設備等)
- ・ 保税区域内の企業が加工する原材料
- ・ 対外援助で資金調達されているプロジェクトを行うために必要なサービス、設備およびその他物資の輸入および提供
- ・ 国有の海運・航空会社等の一定の業種の企業が行う輸入および購入
- ・ 関税が免除される物品の輸入
- ・ 課税対象物品の自由貿易区域 (FTZ) への配送および・または輸入

VATの還付

- ・ 仮払VATが仮受VATを超過する場合、超過額については還付請求または制限なく繰越することが可能である。
- ・ VATの還付申請は、月次申請が可能な一定のVAT課税対象企業を除き、

年度末にしか行うことができない。

- ・ 還付申請を行うと通常、税務調査が入る。この場合、税務調査の対象となる文書には高い精度が求められるため、法人税申告書の数字と年度末VAT申告書の数字が一致していることが重要である。VAT還付申請時、VAT申告書に電子VATインボイスを添付する必要はない。
- ・ 還付決定が出るまでの期間は申請者の事業区分によって異なるが、通常、申請提出から12か月ほどである。
- ・ 生産開始前の取扱い: 生産を開始していないVAT課税対象企業が、仮払VAT控除を申請し、還付を受けたが、当該控除から3年以内に生産を開始しなかった場合、当該VATは返還しなければならない。還付を受けていない場合は、延長(最長2年)すれば、生産開始から3年が経過した後でも控除および還付申請を行うことができる。
- ・ 外国人のVAT還付: 外国人はインドネシア出国時に還付を申請できる。最低申請額は500,000インドネシアルピアである。

控除不可能な仮払VAT

一定の取引で発生したVATには控除できないものがある。以下はその例である。

- ・ VAT登録前に発生したVAT
- ・ 生産および課税供給(資本財の取得は除く)を開始する前に発生したVAT
- ・ 事業の実施と直接の関係がない購入に係るVAT
- ・ 税務査定書により課税されたVAT
- ・ VATインボイスに不備があった場合
- ・ 車種がセダンおよびステーションワゴンの車(販売用およびレンタル用の在庫は除く)の購入および保守に係るVAT
- ・ 税務調査開始後に控除されていなかったことが判明した仮払VAT
- ・ 仮受VATを免除された者が行う購入に係るVAT

奢侈品販売税

VATの通常税率は10%だが、「奢侈品」とみなされる一定の物品には10%から125%の追加の税金が加算される。奢侈品販売税は以下のような一定の基準を満たす場合に課税される。

- ・ 生活必需品ではない
- ・ 特定のグループによって消費される
- ・ 一定の消費者グループ(高所得者層)に消費される
- ・ 実用ではなくステータスのために消費される

自由貿易区域(Free Trade Zone: FTZ)

バタム島、ピンタン島およびカリムン島は自由貿易区域(自由貿易区域および自由港湾区域)に指定されている。FTZでは以下のような一定の優遇制度が受けられる。

- ・ FTZに住所を有する企業はVAT課税対象企業として登録する必要はない。
- ・ FTZでの課税対象物品の提供はVATおよび、または奢侈品販売税の課税を

免除される。

- ・ FTZへの物品輸入はVATおよび・または奢侈品販売税の課税を免除される。
- ・ FTZでの課税対象無形物品または課税対象サービスの提供はVATが免除される。
- ・ FTZへの、関税区域内の他の地域からの課税対象サービスの提供はVATの対象である。ただし、財務省規定に基づく一定の提供は除かれる。



移転価格

概要

2010年以降、インドネシア国税総局は、移転価格税制の対象となる企業にとっての確実性を向上させるため、一連の移転価格ガイドライン(事前確認(Advance Pricing Agreement:「APA」)および相互協議手続き(Mutual Agreement Procedure:「MAP」))に関する規定および移転価格文書に関連する要請事項を含む)を発表した。これは、インドネシアでの移転価格に関する取り締まり強化および制度改正を意味するものである。本セクションでは移転価格に関するインドネシア納税者の要件およびそれら要件の変遷について論じる。

一般

- ・ インドネシア税法は、1983年所得税法第7号(Income Tax Law No. 7 of 1983)に規定されており、最近では、2009年1月1日に発効した2008年法第36号(Law No. 36 of 2008)で改正されている(以下「所得税法」)。所得税法第18条は、関連者間(特別な関係)取引が「公正かつ通常の商慣習」に基づいていない場合に納税者の所得または費用を調整することができる権限を国税総局に与えると規定している。
- ・ 以下のいずれかの状況が存在する場合「特別な関係」があるとみなされる。
 - a. 納税者が、他の法人の資本の25%以上を直接または間接に保有している場合の当該納税者と当該他の法人の関係、または、納税者が他の二つの法人の資本の25%以上を保有している場合の当該他の二つの法人の関係。
 - b. 所有関係がない場合でも、経営または技術の使用を通じた支配関係がある場合。
 - c. 一親等の血族または姻族の関係
- ・ 2002課税年度以降、納税者は「特別な関係」を有する者と行った取引について法人税申告書に明細書を添付することが義務付けられた。2009年、当該要件は改正され、年次法人税申告書に関連者間取引に関する特別添付書類(添付書類3A/3B、3A-1/3B-1、3A-2/3B-2)を添付することが義務付けられ、取引種類、関連者との関係、取引が独立企業原則に基づいていることを証明する文書、低税率国に所在する企業との取引の内容等、より詳細な情報の開示が求められるようになった。添付書類3A/3A-1/3A-2は、インドネシアルピアで帳簿を作成する納税者向け、添付書類3B/3B-1/3B-2は、米ドルで帳簿作成する納税者向けの書式である。
- ・ インドネシア財務省(MoF)は、移転価格文書に関する新たな要請事項とし

て財務省規定第213号(No. 213/PMK.03/2016 (PMK-213))を2016年12月30日付で発行した。当規定は納税者にマスターファイルとローカルファイルの要約を所定の様式にて法人税申告書の添付書類として提出することを要求している。当該要約で、納税者はマスターファイルとローカルファイルが要件ごとの必要最小限の内容を含んでいることを宣誓すること、およびマスターファイルとローカルファイルが利用可能となった日付を提供することになる。当該要約は、上記の添付書類(3A/3A-1および3B/3B-1)に加えて記載される。

独立企業原則の適用

- ・ 所得税法では、独立価格比準(comparable uncontrolled price:CUP)法、再販売価格基準(resale price:RP)法、原価基準(cost plus:CP)法、他の手法(利益分割(profit split:PS)法および取引単位営業利益法(transactional net margin method:TNMM))等の移転価格算定方法が規定されている。これらの移転価格算定方法は概ねOECD移転価格ガイドラインに沿ったものとなっている。
- ・ 移転価格に関する詳細なガイドラインを規定するため、国税総局は関連者間取引における独立企業原則を適用に関する規則であるNo. PER-43/PJ/2010(2010年法)、およびPER-32/PJ/2011(2011年法)を施行した。当規則において、国税総局は移転価格文書の準備が要請される納税者の種類や文書化が必要となる基準額、無形資産の取引に関する定義、移転価格算定方法の選択、費用分担契約、他者との間での対応的調整などのいくつかの項目についてのガイダンスを提供している。
- ・ 2010年法は移転価格文書化を義務付けるものであり、また、取引が独立企業原則に基づいていることを証明する際のガイドラインを定めている。主要な規定は以下の通りである。
 - a. 関連者間取引が独立企業原則に基づいて行われるようにするため、納税者は、関連者間取引について移転価格分析を行わなければならない。移転価格分析には比較可能性分析の実施および比較対象取引の選定、適切な移転価格算定方法の選定、ならびに比較可能性分析の結果および最適な移転価格算定方法を用いた独立企業原則の適用が含まれる。
 - b. 現行税制に基づき、納税者は上記手続きにおいて実施した手順を文書化しなければならない。
 - c. 各関連者間取引の総額が100億インドネシアルピアを超える納税者は移転価格文書を作成しなければならない。当該基準額を超えているか否かの判断は、関連者ごとに行われる。つまり、ある関連者と二つ取引を行っており、各取引の取引額はそれぞれ100億インドネシアルピア以下だが、合計すると100億インドネシアルピア額を超過する場合は、両方の取引について移転価格文書を作成しなければならない。
 - d. 国税総局の権限および納税者の権利の概要についても規定している。
 - e. 国内関連者間取引は以下の場合を除き、移転価格税制の対象外である。

1. 一定の業種におけるファイナルタックスとそれ以外の所得税の取扱いから生じる税率の差が利用されている。
 2. 納税者が奢侈品販売税を課されている。
 3. 納税者が石油ガス業界の業者と取引している。
- f. 関連者間のサービス提供および無形資産取引に関する個別要件についても規定している。2011年法は無形資産について定義し、費用分担契約(cost contribution arrangement)の概念についてもその概略を説明している。
- ・ 移転価格文書の提出期限は法令上定めがないが、税務署から要請があった場合には即時に提出しなければならない。通常、移転価格調査では、移転価格文書の提出まで1か月の猶予が認められる。期限までに提出できなかった場合は、その後提出しても受理されず、税務当局が有する情報を基に推定課税が行われる可能性がある。
 - ・ Regulation No. PER-22/PJ/2013 および Circular Letter No. SE-50/PJ/2013(SE-50)に基づき、移転価格調査時、納税者は、7営業日以内に所定の様式(詳細は以下を参照のこと)により一定の情報を提出しなければならない。SE-50は、移転価格文書を、納税者の機能分析をサポートする最も重要な文書の一つと定義している。
 - ・ 税務申告書に不備があった場合は、ペナルティを課される場合がある。
 - ・ 改訂された移転価格文書化要請は2016年12月30日から適用されている。

改訂された移転価格文書化要請(2016年12月30日施行)

近年、G20参加国および経済開発協力機構(OECD)参加国はリスク評価および移転価格の観点での法令順守および国際的な情報報告についての重要な変更について合意している。

OECDは文書化のために3層のアプローチを採用している。この過程にはa) ローカルファイル、b) マスターファイル、そしてc) 国別報告書(CbC)が含まれている。これらの報告書は税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting(BEPS))の行動計画13に規定された共通のひな型に基づき作成され、税務当局への透明性を提供すると同時に、関連するすべての政府に国際的な所得分配や経済活動、各国での納税状況についての情報を提供している。

この目的を達成するために、行動計画13における当該移転価格税制についての3層のアプローチは、参加国の国内法制に組み込まれ、適用されることが要求されている。

PMK-213は、PER-32またはPER-43を無効にするものではない。それゆえ、PER-43またはPER-32の移転価格関連規定は、PMK-213でさらなる規定がなされていない限り、未だに有効である。

特筆すべきPMK-213の特徴は以下の通りである。

マスターファイルとローカルファイル

関連者間取引を行う納税者が以下の基準／条件のいずれか一つでも満たす場合には、マスターファイルおよびローカルファイルの準備が要請される。

項目	数値基準
前課税年度の総収入 ¹	IDR 50,000,000,000 (500億ルピア) 超
前課税年度の有形固定資産の取引額 または、 前課税年度のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額	IDR 20,000,000,000 (200億ルピア) 超 IDR 5,000,000,000 (50億ルピア) 超
インドネシアの法人税率(25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている	基準額設定無し

これに加え、納税者がグループ会社の親会社となる場合、当期の連結ベースでの総収入がIDR 11,000,000,000,000 (11兆ルピア)以上の場合にも、マスターファイルとローカルファイルの準備が要請される。

前課税年度が12か月を下回る場合、総収入または関連者間取引を年額に置き換えて判断することが求められている。

ルピア以外の通貨での記帳を行っている場合には、課税年度終了時点での財務省が定める税務用換算レートを使用してルピア換算を行い、判断することとされている。

たとえ納税者がマスターファイルおよびローカルファイルを準備すべき上記の

1 総収入は納税者の事業や主な活動により獲得された収入の総額で、ディスカウントやリベート等の控除を行う前の金額と定義されている。

2 親会社は事業グループを直接的または間接的に支配する立場にあり、インドネシア会計基準において連結財務諸表を作成する事が求められている会社と定義されている。

基準を満たさない場合であっても、関連者間取引に関しては独立企業間の原則が適用されることが、当規定に明確に記載されている。

当規定は以下の事項についても順守することを要請している。

- a. マスターファイルおよびローカルファイルは、関連者間取引が行われた時点でのデータおよび情報に基づいて準備することとされている。
- b. 上記のように準備されていない場合、納税者の関連者間取引は独立企業原則に沿っていないものとみなされる。
- c. マスターファイルおよびローカルファイルは、課税年度終了以降4か月以内に準備することおよび当文書の作成日を記載したステートメントレターを添付することが要請されている。当レターは移転価格文書の提供者が署名することとされている。
- d. マスターファイルおよびローカルファイルは、現地語（インドネシア語）で提出することが要請されている。
- e. マスターファイルおよびローカルファイルは、国税総局の要請があった場合には、既存の法規定に従い一定期間内に国税総局に提出されることが要請されている。
- f. 提出が遅延した場合には、マスターファイルおよびローカルファイルは考慮されないこととなる。また罰則に関しては、既存の法規定に従って科されることになる。
- g. マスターファイルおよびローカルファイルは、多くの国で広く採用されているBEPS行動計画13に沿ったものであるが、一定の追加要求事項も含んでいる。

国別報告書(CbCR)

- a. グループ会社の親会社に該当し、当期の総収入がIDR 11,000,000,000,000（11兆ルピア）以上の納税者は、国別報告書を準備し提出することが要請される。
- b. 親会社が外国に所在する場合、親会社の所在国において以下いずれかの状況にあるときには、インドネシア居住納税者は国別報告書を提出する義務があるとされている。
 - ・ 国別報告書の提出が不要である場合
 - ・ インドネシア政府との間で情報交換に関する協定がない場合
 - ・ 上述の協定が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない場合
- c. 国別報告書は課税年度終了時点のデータおよび情報に基づくものとされている。
- d. 上記のように準備されていない場合、納税者の関連者間取引は独立企業原則に沿っていないものとみなされる。
- e. 国別報告書は課税年度終了時点から12か月以内に準備することが要請されている。適用初年度である2016年課税年度の国別報告書は翌年度（2017年課税年度）の年次法人税申告書に添付して提出することになる。
- f. 国別報告書はPMK-213の添付されている様式に従って準備することが要

請されている。この様式は多くの国で広く採用されているBEPS行動計画13に沿ったものであるが、一定の追加要求事項も含んでいる。

「特別な関係」を有する納税者に対する移転価格調査

移転価格への注目度の高まりに伴い、国税総局は2013年5月30日、「特別な関係」を有する納税者への移転価格調査に関するガイドラインを定める Regulation No. PER-22/PJ/2013 (「PER-22」)を公表した。PER-22は2013年7月1日に発効し、発表前に開始されたが終了していなかった調査にも適用された。

PER-22はSE-50によって補完され、「特別な関係」を有する納税者への調査に関する専門ガイドラインがSE-50に定められた。SE-50は2013年10月24日に発表され、それに伴い、SE-04/PJ.7/1993は正式に廃止された。PER-22およびSE-50は主に以下に関するガイダンスを定めている。

- ・ 移転価格調査の各段階(準備段階、実施段階および報告段階)ならびに各段階で検証される情報。e.
- ・ 納税者の取引相手に対する検証—無税国または低税率国に所在する企業との取引については特に厳しい検証が行われる。
- ・ 以下の業界(比較対象企業)平均財務比率を用いた、納税者による予備分析— a) 総利益率、b) 総マークアップ、c) 営業利益率、d) 総費用マークアップ、e) 資産利益率、f) 投下資本利益率、g) ペリー比率、h) 負債資本比率、i) 売上高研究開発費比率および j) 売上高マーケティング費用比率
- ・ 詳細な説明(検証対象企業、認定されたデータベース、複数年度データ分析に関するガイダンスを含む)に基づく移転価格算定方法の適用可否
- ・ 無形資産の譲渡—所定の5つの算定方法に加え、取引が独立企業原則に基づいていることを検証するため、本規定では、a) コストアプローチ(cost-based method)、b) インカムアプローチ(income-based method)および c) マーケットアプローチ(market-based method)等の他の方法も導入された。
- ・ 関連者間サービス—適用される移転価格算定方法およびサービス提供者のコストベースの検証に関するガイダンス— a) CUP法(独立価格比準法)、b) CP法(原価基準法)および c) TNMM(取引単位営業利益率法)
- ・ 関連者間金融取引—関連者間金融取引の分析に最適な移転価格算定法に関するガイダンス。本規定による追加要件は以下の通り。a) 負債の必要性に関する分析の実施、b) 関連者からの貸付が実際に行われていることの確認、c) 負債資本比率の妥当性の検証、および d) 支払利子が独立企業原則に基づいているか否かの検証。
- ・ 第一次調整および対応的調整に加え、第二次調整の概念の導入。

国税総局は移転価格調査時に使用する様式についても規定している。所定の10の様式の内、7つは調査時に記入し、提出の要請から7営業日以内に提出しなければならない。これらの様式の目的は以下の通りである。

様式	内容
A	情報／文書提出要請書－調査官が納税者に情報および文書の提出を要請する際に送付する様式。要請された情報および文書は、要請から7営業日以内に提出しなければならない。
B	ステートメントレター－調査官から要請された情報を様式Cから様式Hで提出する際のカバーレター
C	関連者間取引－関連者間取引の詳細(取引種類、取引相手、取引額、関連者との関係、移転価格算定方法等)を記載。
D	セグメント財務諸表－関連者間取引と第三者との取引で切り分けたセグメント財務情報を記載する様式。
E	サプライチェーンマネジメント分析－サプライチェーン内で各機能を実施する企業の詳細(財務情報を含む)を記載する様式。
F	機能、資産およびリスク分析－納税者および関連者の機能、資産およびリスクについて記載する様式。
G	事業体区分－納税者の事業体区分について報告する様式。
H	比較可能性分析－関連者間取引と非関連者間取引について、5つの比較可能性要因に基づいて行った比較可能性分析の結果を記載する様式。
I	関連者間取引情報を聴取するための呼出状－調査チームに情報提供、説明等を行うために、納税者に指定の日時および場所への呼び出しを要請する様式。
J	関連者間取引に関する納税者の情報提供の記録－調査過程を記録する様式。

相互協議手続き (Mutual Agreement Procedure: “MAP”)

2014年12月22日、インドネシア財務省は、MAP実施に関する既存の規定を改正するRegulation No. 240/PMK.03/2014(「PMK-240」)を発表した。PMK-240は同日発効し、発表前に提出され、未締結のMAP申請にも適用が開始された。

PMK-240は、租税条約の規定に沿わない課税措置が行われた場合、当該取引について最初に通知された時から当該租税条約に定める所定期間内にMAP申請を提出しなければならないと規定している。最初に通知された時とは、a) 税務査定書日付、b) 所得税の源泉徴収日、または、c) 租税条約に定める別の時点、である。納税者が租税裁判所に控訴、租税裁判所による審理で「十分」とみなされた場合はMAPを申請することはできない。

PMK-240は、Government Regulation No. 74 of 2011(「GR-74」)を明確化する規定である。具体的には、納税者がMAPを申請し、それと同時に国内での紛争解決を継続できることが明確化された。国内での紛争解決制度には、異議申立て、租税裁判所への控訴、および誤った租税査定額の減税や取消の申請等がある。

税務当局が税務査定書を発行した後、MAPにより合意に至ったが、納税者が異議申立てや査定額の減額・取消を申請しなかった(または申立て／申請を行ったが、後に所定の要件を満たさなかったために取消または却下された)場合、国税総局は当該査定書を修正する。

MAPIにより合意に至り、納税者が異議申立てを行ったが、当該異議申立ての結果が出ていない場合、国税総局は、異議申立てに係る決定に当該合意を反映する。

また、異議申立てに係る決定の交付後、MAPにより合意に至ったが、納税者が当該決定について控訴しなかった、または控訴したが、後に取り消された場合、国税総局は当該異議申立てに係る決定を修正する。

MAPで合意に至らなかった場合、国税総局の査定または決定の効力は継続する。

PMK-240は、以下の者がMAPを申請できると規定している。

1. インドネシア居住者(国税総局を通じて行う)
2. インドネシア国税総局
3. 租税条約相手国の税務当局

PMK-240は、MAPに関する手続きはMAP実施チームが行うと定めている。このチームは、MAP申請の審査、関係資料および追加情報の提出要請、納税者訪問、見解書の作成等を行う。

国税総局は、租税条約相手国の税務当局との協議も行う。当該協議は、直接会って行うミーティングや、メールや文書のやり取り等の形式で行われる。当該協議は最初の協議から3年以内には終了しなければならないが、国税総局と相手国の税務当局との同意に基づき期限を延長することも可能である。

PMK-240は、納税者がMAP申請のために提出する文書は法令に基づき最も機密性が高い文書として取り扱われると規定している。

事前確認制度(Advance Pricing Agreement: "APA")

2015年1月12日、インドネシア財務省は、APAについて定めるMinister of Finance Regulation No. 07/PMK.03/2015(「PMK-7」)を発表した。

PMK-7は2015年4月に発効した。PMK-7発表前に提出された申請で国税総局がまだAPA案を出していなかったものは自動的にPMK-7に基づき処理される。PMK-7の主要ポイントは下表の通りである。

項目	詳細
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア居住者または国外納税者のインドネシア恒久的施設 (Permanent Establishment:「PE」) で、事業活動が3年以上継続しているもの。 ・ APAはインドネシア居住者の取引相手である国外居住者も申請できる。
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニラテラル(国内)APA-3課税年度 ・ バイラテラル(二国間)APA-4課税年度
遡及適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定はない。ユニラテラルAPAは相互が合意した条件に基づく。
期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前申請の期日 <ul style="list-style-type: none"> - APAの対象課税年度開始日の6か月前。当該期日は国外居住者が行う申請にも適用される。国税総局は事前申請の段階で現地訪問を行うこともできる。 ・ 正式なAPA申請の期日 <ul style="list-style-type: none"> - APAの対象課税年度開始日の1か月前までに国税総局から納税者に案内書を送付される。納税者は、APA対象課税年度の前年度末までに、インドネシア語で書かれた正式な申請書に関係書類を添えて国税総局に提出する。期日に遅れた場合(1年以下)、APA対象期間は1年短縮される。申請および関係書類の提出が1年超遅れた場合、APAの正式申請手続きは開始されない。 ・ APA協議の期日 <ul style="list-style-type: none"> - ユニラテラルAPAの協議の期日は正式な申請の提出日から1年である。正当な理由がある場合は、1年の延長が認められる場合がある。バイラテラルAPAはMAP規定に定める通りである。

項目	詳細
APAの有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニラテラルAPAはAPA案について合意に至った課税年度から有効である。 ・ バイラテラルAPAは相互の同意に基づき有効となる。
コンプライアンス要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間中、年次コンプライアンスレポートを課税年度末から4か月以内に提出する。 ・ 期日に遅れた場合は調査が行われる、またはAPAが取り消される。
情報の機密性	<ul style="list-style-type: none"> ・ APA審査中に納税者が提出した情報は機密情報として取り扱われ、他者に開示することが禁じられている。APA申請で国税総局と納税者が合意に至らなかった場合、提出した文書は納税者に返却される。また、国税総局は提出された文書を調査、予備調査または税務関連犯罪の調査に使用することはできない。
対象期間における対象取引の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ APAを取得または申請したことによって国税総局が調査を行わないことにはならない。 ・ バイラテラルAPAが締結されている場合、国税総局は、対象期間における現行法に基づき、税務査定書または異議申立決定書を修正する。
APA更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ APA更新は対象期間の最終年度に申請することができる。更新申請は新規申請として取り扱われる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ PMK 7により、APA手続き(APA協議チームの編成、APA協議チームからの提案の品質管理チームとの協議等)が整理された。 ・ APA協議チームは国税総局および・または国税総局が任命する専門家で構成される。 ・ PMK 7に申請手数料に関する規定はない。 ・ PMK 7は、APA協議チームと品質管理チームの編成、APA締結の各段階およびAPAの実施・評価・更新について国税総局がさらに規定を定めることができるとしている。 ・ 関税および移転価格の統合についての規定はない。

負債資本比率

2016年度から、負債資本比率が4:1を超過する場合、負債に係る借入コストの一部が損金に算入できなくなった。関連者および負債資本比率の定義、当該比率の定義およびその他のコンプライアンス要件についてはPMK-169に規定されている。14ページ法人税の項についても参照のこと。



租税条約の概要

インドネシアは多くの国と租税条約を締結している。これらの租税条約に定める軽減税率およびPE認定の基準となる期間の概要は下表の通りである。

租税条約に定める特典を受けるには、国外納税者は、国税総局が定める所定の様式(様式 DGT-1または様式 DGT-2)を提出しなければならない。様式 DGT-2は、銀行またはインドネシア証券取引所に上場されている債券もしくは株式から所得を受領する企業向けの様式である。これ以外の企業は様式 DGT-1を提出する。これらの様式には居住者証明書(Certificate of Domicile:「COD」)も含まれており、当該証明書は租税条約相手国の税務当局からの承認を受けなければならない。

当該承認を取得できない場合、国外納税者は自国の税務当局が通常、承認もしくは発行する形式の居住者証明書を使用することができる。ただし、その場合は以下の要件を満たさなければならない。

- ・ 英語で書かれている。
- ・ 国外納税者名、発行日および居住者証明書の該当課税年度が記載されている。
- ・ 源泉徴収代理人が登録されている税務当局が原本または写しを認証している。
- ・ 本国(つまり租税条約相手国)の税務当局が署名している。

居住者証明書は様式DGT-1または様式DGT-2の添付資料である。居住者証明書が添付されない場合、租税条約の特典条項の適用は否認される。

No.	国 (1)	配当		利子 (3) %	使用料 (4) %	PE 課税 (5) %	株式処分に係る税 %	PE 認定期間 %
		投資企業 (2) %	その他					
1	アルジェリア	15	15	15	15	10	-	3か月
2	アルメニア ⁽²⁸⁾	10	15	10	10	10	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 120日
3	オーストラリア	15	15	10	10または 15 ⁽¹⁰⁾	15 ⁽⁸⁾	5	120日
4	オーストリア	10	15	10	10	12 ⁽⁸⁾	-	6か月または 3か月
5	バングラデシュ	10	15	10	10	10 ⁽¹⁹⁾	- または 5 ⁽²⁵⁾	183日または 91日
6	ベルギー	10	15	10	10	10 ⁽¹⁸⁾	-	6か月または 3か月
7	ブルネイ	15	15	15	15	10	-	3か月または 183日
8	ブルガリア	15	15	10	10	15 ⁽⁸⁾	-	6か月または 120日
9	カナダ	10	15	10	10	15	- または 5 ⁽²⁵⁾	120日
10	中国	10	10	10	10	10	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月
11	クロアチア	10	10	10	10	10 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 3か月
12	チェコ	10	15	12.5	12.5	12.5	-	6か月または 3か月
13	デンマーク	10	20	10	15	15 ⁽⁸⁾	-	6か月または 3か月
14	エジプト	15	15	15	15	15	- または 5 ^(25, 26)	6か月、3か月 または4 か月
15	フィンランド	10	15	10	10または 15 ⁽¹¹⁾	15 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 3か月
16	フランス	10	15	10または 15 ⁽¹⁶⁾	10	10	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 183日
17	ドイツ	10	15	10	15,10, 7.5 ⁽¹²⁾	10	-	6か月

No.	国 (1)	配当		利子 (3) %	使用料 (4) %	PE 課税 (5) %	株式処分に 係る税 %	PE 認定期間 %
		投資企業 (2) %	その他					
18	ハンガリー	15	15	15	15	20 ⁽¹⁹⁾	-	3か月または 4か月
19	香港	5	10	10	5	5 ⁽⁸⁾	5 ⁽²⁹⁾	183 日
20	インド	10	10	10	10 ⁽³¹⁾	15 ⁽⁸⁾	- または5 ⁽²⁵⁾	183日または 91日
21	イラン	7	7	10	12	7	- または5 ⁽²⁵⁾	6か月または 183日
22	イタリア	10	15	10	10または 15 ⁽⁷⁾	12 ⁽⁸⁾	-	6か月または 3か月
23	日本	10	15	10	10	10 ⁽⁸⁾	-	6か月
24	ヨルダン	10	10	10	10	20 ⁽¹⁹⁾	5	6か月または 1か月
25	北朝鮮	10	10	10	10	10	- または5 ⁽²⁵⁾	12か月または 6か月
26	韓国	10	15	10	15	10 ⁽⁸⁾	-	6か月または 3か月
27	クウェート	10	10	5	20	10 ⁽²⁰⁾	-	3 か月
28	ラオス	10	15	10	10	10	- または5 ⁽²⁵⁾	6 か月
29	ルクセンブルグ	10	15	10	10または 12.5 ⁽¹³⁾	10 ⁽⁸⁾	-	5 か月
30	マレーシア ⁽²⁴⁾	10	10	10	10	12.5 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 3か月
31	メキシコ	10	105	10	10	10 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 91日
32	モンゴル	10	10	10	10	10	-	6か月または 3か月
33	モロッコ	10	10	10	10	10	- または5 ⁽²⁵⁾	6か月または 60日
34	オランダ ⁽³³⁾	5	10 ⁽³²⁾ または 15	5 ⁽⁹⁾ または 10	10	10	-	6か月または 3か月
35	ニュージー ランド	15	15	10	15	20 ⁽¹⁹⁾	-	6か月または 3か月

No.	国 (1)	配当		利子 (3) %	使用料 (4) %	PE 課税 (5) %	株式処分に係る税 %	PE 認定期間 %
		投資企業 (2) %	その他					
36	ノルウェー	15	15	10	10 または 15 ⁽¹⁴⁾	15 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²⁶⁾	6か月または 3か月
37	パキスタン	10	15	15	15 ⁽¹⁵⁾	10	- または 5 ⁽²⁵⁾	3か月
38	バブアニュー ギニア	15	15	10	10	15	-	120 日
39	フィリピン	15	20	10 また は 15 ⁽¹⁷⁾	15	20	- または 5 ⁽²⁵⁾	3か月、6 か月または 183 日
40	ポーランド	10	15	10	15	10 ⁽⁸⁾	-	120日ま たは 183日
41	ポルトガル	10	10	10	10	10	-	6か月ま たは183日
42	カタール	10	10	10	5	10	-	6か月
43	ルーマニア	12.5	15	12.5	12.5 または 15 ⁽²¹⁾	12.5	-	6か月ま たは 4か月
44	ロシア	15	15	15	15	12.5	-	3か月
45	セイシェル	10	10	10	10	20	-	6か月ま たは3か月
46	シンガポール	10	15	10	15	15 ⁽⁸⁾	5	183日ま たは90日
47	スロバキア	10	10	10	10 または 15 ⁽²²⁾	10	-	6か月ま たは 91日
48	南アフリカ	10	15	10	10	20 ⁽¹⁹⁾	-	6か月ま たは120日
49	スペイン	10	15	10	10	10	-	183日ま たは 3か月
50	スリランカ	15	15	15	15	20	-	90日
51	スウェーデン	10	10	15	10	10	-	6か月ま たは3か月
52	スリナム	15	15	15	15	15	-	6か月ま たは 91日
53	スウェーデン	10	15	10	10 または 15 ⁽¹²⁾	15	-	6か月ま たは3か月
54	スイス	10	15	10	10 ⁽¹²⁾	10 ⁽⁸⁾	-	183日

No.	国 (1)	配当		利子 (3) %	使用料 (4) %	PE 課税 (5) %	株式処分に 係る税 %	PE 認定期間 %
		投資企業 (2) %	その他					
55	シリア	10	10	10	15または 20 ⁽¹⁴⁾	10	-	6か月または 183日
56	台湾	10	10	10	10	5 ⁽⁸⁾	-	6か月または 120日
57	タイ	15	20	15	15	20 ⁽¹⁹⁾	5	6か月または 183日
58	チュニジア	12	12	12	15	12 ⁽⁸⁾	-	3か月
59	トルコ	10	15	10	10	10 ⁽⁸⁾	- ⁽²⁷⁾	6か月または 183日
60	アラブ首長国 連邦	10	10	5	5	5	-	6か月
61	ウクライナ	10	15	10	10	10 ⁽⁸⁾	- または 5 ⁽²³⁾	6か月または 4か月
62	イギリス	10	15	10	10または 15 ⁽¹⁸⁾	10 ⁽⁸⁾	-	91日または 183日
63	アメリカ	10	15	10	10	10 ⁽⁸⁾	-	120日
64	ウズベキスタン	10	10	10	10	10 ⁽⁸⁾	-	6か月または 3か月
65	ベネズエラ	10	15	10	10または 20 ⁽²³⁾	10 ⁽⁸⁾	- または 5 ^(25,26)	6か月
66	ベトナム	15	15	15	15 ⁽¹⁵⁾	10	- or 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 3か月
67	ジンバブエ	10	20	10	15	10 or 5 ⁽³⁰⁾	- or 5 ⁽²⁵⁾	6か月または 183日

租税条約上の源泉税率およびPE認定に関する注記

1. 上記は現行の租税条約規定の概要である。詳細については個別の租税条約を参照のこと。
2. これらの税率は株主が配当受益者である場合のみ適用される。受領者が支払企業の資本(日本においては議決権のある株式)の25%(南アフリカ、ベネズエラおよびバングラデシュは10%)以上を保有する場合は軽減税率が適用される。タイでは、工業プロジェクトに参加する企業が株主に支払う配当には15%の税率が、その他の場合は20%の税率が適用される。チェコ、ポーランドおよびウクライナでは、受領者が支払企業の資本の20%以上を支配している場合、英国では、受領者が議決権の15%以上を支配している場合、軽減税率が適用される。
3. これらの税率は、受領者が利子の受益者である場合のみ適用される。スイスを除き、政府、中央銀行または租税条約に特に規定されている銀行・金融機関への支払は利子に係る源泉税が免除される。

4. これらの税率は受領者が使用料の受益者である場合のみ適用される。ブルネイ政府への使用料は税が免除される。
5. ベルギーおよびフィリピンでは、実際に送金された額に課税される。他の国では税引後利益に課税。
6. 2つの期間が記載されている場合、通常、長い方の期間は、建物、建設物、組立場所や据付プロジェクト、またはそれらに係る監督サービスに適用され、短い期間はコンサルティングその他のサービスに適用される。これらの活動に関するPE認定基準期間の詳細については61ページから63ページの表を参照のこと。
7. 産業上、商業上もしくは学術上の設備または経験の使用に係る使用料、またはかかる設備もしくは経験に関する情報の使用料には10%の税率が、その他の使用料には15%の税率が適用される。
8. インドネシア政府が締結した、石油ガス業界における生産分担契約および採掘契約（または類似の契約）に基づくプランチプロフィットタックスについては個別に規定されている。
9. 新しい租税条約の議定書は、所定の要件（長期借入（2年超）に係る利子等）を満たす場合、源泉税率は5%まで軽減されると規定している。
10. 産業上、商業上および学術上の情報を使用する権利には10%、その他の場合は15%の税率が適用される。
11. 文学上および芸術上の作品（映画フィルム、フィルム、テレビジョン放送用またはラジオ放送用のテープを含む）の著作権には10%、その他の場合は15%の税率が適用される。
12. 著作権、特許権、商標権、秘密方式、文学上および芸術上の作品または意匠については15%、産業上、商業上もしくは学術上の設備または経験の使用、またはそれらを使用する権利には10%の税率が適用される。また、ドイツでは、技術上、経営上もしくはコンサルティングに係るサービスには7.5%、スイスでは、サービスに係る支払に5%の税率が適用される。
13. 技術サービスに係る支払には10%の、使用料には12.5%の税率が適用される。
14. 特許権、商標権、秘密工程、意匠および産業上、商業上もしくは学術上の設備または経験の使用、またはそれらを使用する権利には10%（シリアは20%）、著作権には15%の税率が適用される。
15. その他の場合および技術サービスに係る使用料にも15%の税率が適用される。
16. 銀行もしくは金融機関、またはその主要事業が農業、農園、林業、漁業、鉱業、製造業、工業、運輸業、低コスト住宅プロジェクト、観光業もしくはインフラ業で、銀行または別の企業に支払われる利子には10%の税率が適用される。
17. 公募された債券、社債および類似の債権に係る利子には10%、その他の債権に係る利子には5%の税率が適用される。
18. 産業上、商業上および学術上の設備の使用、またはそれらを使用する権利に係る使用料には10%、著作権、特許権、ノウハウ、意匠もしくは模型、商標権、図面、秘密方式または秘密工程に係る使用料には15%の税率が適用される。
19. 当該税率について租税条約に定めはないため、税務当局は、インドネシア税法に定める税率（20%）が適用されると解釈している。
20. 利益発生後12か月以内に本社に送金される場合のみ課税される。
21. 特許権、商標権、秘密方式、意匠、および産業上、商業上もしくは学術上の設備または経験の使用、またはそれらを使用する権利には12.5%、著作権には15%の税率が適用される。また、ルーマニア-インドネシア租税条約第12条は、コミッションの支払には10%の税率が適用されると定めている。
22. 映画フィルム、テレビジョン用のフィルムもしくはビデオ、ラジオ放送用のテープには10%、その他の場合には15%の税率が適用される。
23. 技術サービスに係る支払には10%、その他の場合の使用料には20%の税率が適用される。

24. マレーシアとの租税条約に、1990年マレーシアラブアン事業活動法(Malaysian Labuan Offshore Business Activity Act of 1990)に定めるラブアン実施事業に関する規定はない。
25. その資産が全てまたは主にインドネシアの不動産から成る企業の株式の処分には5%の税率が適用される。
26. 一定比率以上の持分の株式の処分には5%の税率が適用される。
27. 取得から処分までの保有期間が1年超の場合、免税となる。
28. 当該租税条約は2017年1月1日に発効する。
29. その資産の50%超の価値が直接または間接に不動産に由来する企業の株式の処分には、以下の場合を除き、5%の税率が適用される。
 - ・ 処分が再編、合併、分割または同様の取引の一部である。
 - ・ 当該企業が、その資産の50%超の価値が直接または間接に由来する不動産において事業を行っている。
30. インドネシアでは10%、ジンバブエでは5%の税率が適用される。
31. ロイヤリティおよび技術サービスには10%の税率が適用される。
32. 受益者が年金基金である場合には10%の税率が適用される。
33. 2017年3月9日付けの大統領令2017年第24号の公布により、インドネシアおよびオランダ政府間の租税条約を改正する議定書が発効することになる。当該議定書は両国が批准書を交換してから2か月を経過した最初の日に効力が発することになる。また納税額や控除額に関する当該議定書の条項は、当該議定書発効日から2か月目の最初の日に発行することになる。

PE認定における基準期間

インドネシアで一定期間、一定の活動を行った場合、PEを有すると認定される場合がある。租税条約に定めるPE認定期間は下表の通りである。

No.	国	建設	据付	組立	監督	その他サービス
1	アルジェリア	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月
2	アルメニア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	120 日
3	オーストラリア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
4	オーストリア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
5	バングラデシュ	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
6	ベルギー	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
7	ブルネイ	183 日	3 か月	3 か月	183 日	3 か月
8	ブルガリア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	120 日
9	カナダ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
10	中国	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月
11	クロアチア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
12	チェコ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
13	デンマーク	6 か月	3 か月	3 か月	6 か月	3 か月

No.	国	建設	据付	組立	監督	その他サービス
14	エジプト	6 か月	4 か月	4 か月	6 か月	3 か月
15	フィンランド	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
16	フランス	6 か月	-	6 か月	183 日	183 日
17	ドイツ	6 か月	6 か月	-	-	-
18	ハンガリー	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	4 か月
19	香港	183 日	183 日	183 日	183 日	183 日
20	インド	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
21	イラン	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	183 日
22	イタリア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
23	日本	6 か月	6 か月	-	6 か月	-
24	ヨルダン	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	1 か月
25	北朝鮮	12 か月	12 か月	12 か月	12 か月	6 か月
26	韓国	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
27	クウェート	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月
28	ラオス	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月
29	ルクセンブルグ	5 か月	5 か月	5 か月	5 か月	-
30	マレーシア	6 か月	6 か月	6 か月	-	3 か月
31	メキシコ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	91 日
32	モンゴル	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
33	モロッコ	6 か月	-	6 か月	6 か月	60 日
34	オランダ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
35	ニュージーランド	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
36	ノルウェー	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
37	パキスタン	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	-
38	バブアニューギニア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
39	フィリピン	6 か月	3 か月	3 か月	6 か月	183 日
40	ポーランド	183 日	183 day	183 日	183 日	120 日

No.	国	建設	据付	組立	監督	その他サービス
41	ポルトガル	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	183 日
42	カタール	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月
43	ルーマニア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	4 か月
44	ロシア	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	-
45	セイシェル	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
46	シンガポール	183 日	183 日	183 日	-	90 日
47	スロバキア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	91 日
48	南アフリカ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	120 日
49	スペイン	183 日	183 日	183 日	183 日	3 か月
50	スリランカ	90 日	90 日	90 日	90 日	90 日
51	スーダン	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
52	スリナム	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	91 日
53	スウェーデン	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
54	スイス	183 日	183 日	183 日	183 日	-
55	シリア	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	183 日
56	台湾	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	120 日
57	タイ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月
58	チュニジア	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月
59	トルコ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	183 日
60	アラブ首長国連邦	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月
61	ウクライナ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	4 か月
62	イギリス	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
63	アメリカ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
64	ウズベキスタン	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
65	ベネズエラ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	-
66	ベトナム	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	3 か月
67	ジンバブエ	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	183 日

自動的情報交換

(Automatic Exchange of Information: "AEOI")

経済協力開発機構(OECD)は、税源浸食の可能性を減らすことを目的とし、世界レベルでの税務および財務情報の自動交換のための共通報告基準(Common Reporting Standard(CRS))を立ち上げた。金融口座所有者の居住国の税務当局と連携して、非居住者の金融口座情報を交換する。AEOIに参加する国々は、特定の要求を行うことなく、毎年事前合意された情報を送受信することになる。

参加国のひとつであるインドネシアは、2018年までに初めての情報交換を実施する予定である。政府はAEOIの準備のために、2017年5月31日付けで財務大臣規則70 / PMK.03 / 2017を発行し、金融機関に対して一定の財務情報を税務上の目的により税務局に提供することを指示している。当規則には、準拠していない金融機関に対する制裁も含まれている。



コンタクト先

ご質問等がある場合は、Deloitte Touche Solutionsまたは以下の専門家までご連絡ください。

Melisa Himawan (タックスマネジングパートナー)	Business Tax and Corporate License	mehimawan@deloitte.com
Balim	Transfer Pricing	bbalim@deloitte.com
Cindy Sukiman	Business Tax	csukiman@deloitte.com
Dionisius Damijanto	Business Tax	ddamijanto@deloitte.com
Heru Supriyanto	Business Tax	hsupriyanto@deloitte.com
Irene Atmawijaya	Global Employer Services and Business Process Solutions	iatmawijaya@deloitte.com
John Lauwrenz	Business Tax	jlauwrenz@deloitte.com
Roy David Kiantiong	Transfer Pricing	rkiantiong@deloitte.com
Roy Sidharta Tedja	Business Tax and Business Process Solutions	roytedja@deloitte.com
Turmanto	Business Tax, Indirect Tax and Custom & Global Trade	tturmanto@deloitte.com
Yan Hardyana	Business Tax	yhardyana@deloitte.com
Japanese Services Group/ 日系企業サービスグループ		
Fenny Widjaja	Japanese Services Group Leader	fwidjaja@deloitte.com
Daiji Murayama	Technical Advisor	damurayama@deloitte.com
Keisuke Okubo	Technical Advisor	keisokubo@deloitte.com
Yusuke Ogata	Technical Advisor	yogata@deloitte.com
Koji Sugimoto	Technical Advisor	kojisugimoto@deloitte.com

Deloitte.

デロイトとは、デロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社:「DTTL」)のメンバーファームおよびそのグループ法人の総称です。DTTLの各メンバーファームはそれぞれが法的に独立した別個の組織体です。DTTL(「Deloitte Global」)はクライアントへのサービス提供を行います。デロイトのグローバルネットワークの詳細については、www.deloitte.com/about をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、Fortune Global 500® の8割の企業を含む、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約264,000名を超える人材は、「making an impact that matters」を自らの使命としています。

Deloitte Southeast Asia(デロイト サウスイースト アジア)について
ブルネイ、カンボジア、グアム、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムで業務提供するDeloitte Touche Tohmatsu Limited(デロイトトウシュートーマツリミテッド)のメンバーファームであるデロイト サウスイースト アジアは、急速な成長とグローバル化を遂げる企業のニーズに対応し、重要な付加価値を提供するために設立されました。

デロイト サウスイースト アジアの子会社および関係会社は、25の事務所に330名のパートナーおよび8,000人の専門家を擁し、深い洞察力に基づく専門的な業界知識を駆使して、高品質かつ一貫したサービスを企業に提供しています。

これらのサービスはそれぞれの国において、別個の独立した法的事業体である関連会社が提供しています。

デロイト インドネシアについて
インドネシアでは、デロイトトウシュ ソリューションズがサービスを提供しています。